１３規程第１１号
平成１３年４月１日

職員給与規程

（目的）

第１条　この規程は、職員就業規則第７０条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の職員（同規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の給与）

第２条　職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

２　前項の諸手当は、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第１９条の２の規定による手当を含む。第２４条本文において同じ。）、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び在勤手当とする。

（給与の支給）

第３条　職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

（俸給）

第４条　各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定される。

第５条　俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲及び俸給月額は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一　一般職員俸給表（別表第１）

二　技術専門職員俸給表（別表第２）

三　研究職員俸給表（別表第３）

四　任期付研究員（一）俸給表（別表第４）

五　任期付研究員（二）俸給表（別表第５）

六　特定任期付職員俸給表（別表第６）

七　指定職員俸給表（別表第７）

２　前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、全ての職員に適用する。

３　職員（第１項第４号から第７号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員等」という。）を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第６条　理事長は、前条第３項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定する。

２　職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

３　新たに職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

４　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（任期付研究員等が前条第１項第１号から第３号までに掲げる俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。

５　職員の昇給は、理事長が別に定める日に、その者の同日前における直近の人事評価（職員就業規則第７７条第１項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び当該人事評価の評価期間以降における勤務成績に応じて、行うものとする。

６　前項の規定により職員（次項及び第８項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項に規定する直近の人事評価の期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を４号俸とすることを標準として、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

７　次の各号に掲げる職員の第５項の規定による昇給は、同項の規定に基づいて決定されるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

一　５５歳（技術専門職員俸給表の適用を受ける職員にあっては、５７歳）を超える職員（次号及び第３号に掲げる職員を除く。）

二　一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの

三　研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるもの

８　研究職員俸給表の適用を受ける職員であってその職務の級及び号俸が３級又は４級における最高の号俸を受けるものについて、第５項の規定に基づいて決定されるその者の勤務成績が極めて良好、特に良好又は良好である場合には、その職員の属する職務の級における俸給月額の幅の最高額を超えて、理事長が別に定めるところにより、昇給させることができる。この規定により昇給した職員についても同様とする。

９　職員の昇給は、前項に該当する場合を除き、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行わないものとする。

１０　職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとする。

第７条　任期付研究員（一）俸給表の適用を受ける職員又は任期付研究員（二）俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員」という。）の号俸は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要の度等に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

第８条　特定任期付職員俸給表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難

及び重要の度に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

第９条　指定職員俸給表の適用を受ける職員（以下「指定職員」という。）の号俸は、その者の占める職に応じて理事長が別に決定する。

（俸給の支給）

第１０条　俸給は、毎月１６日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その月の１５日以降の日のうち、その日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日以外の日。以下「支給定日」という。）に、その月の月額の全額を支給する。

第１１条　新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

２　職員が退職（死亡による退職を除く。）をし、又は解雇されたときは、その日まで俸給を支給する。

３　職員が死亡により退職をしたときは、その月まで俸給を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から職員就業規則第４４条第１項（同規則第４６条第１項に掲げる職員にあっては、同条第２項）及び同規則第５４条第１項に規定する休日並びに同条第２項に規定する代休とした日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（俸給の特別調整額）

第１２条　理事長は、次に掲げる職員に対して、その職務の特殊性に基づき、俸給月額につき適正な俸給の特別調整額を支給する。

一　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第４１条第２号に規定する監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として理事長が別に定める職を占める職員

二　企画管理部門において、課、室等の業務を総括する者又はこれに準ずる者として理事長が別に定める職を占める職員

三　研究の統括、調整、指導等を行う者又は高度の知識経験に基づき困難な業務を行う者として理事長が別に定める職を占める職員

２　前項第２号及び第３号に掲げる職員に支給する俸給の特別調整額には、あらかじめ支給する第２２条第１項第１号アに掲げる勤務に対する超過勤務手当（職員就業規則第４７条の規定による勤務を行う職員（以下「裁量勤務職員」という。）にあっては、第２２条第３項の規定により支給する超過勤務手当）が含まれるものとする。

３　前項に規定する「含まれる超過勤務手当」の時間数は、俸給の特別調整額が支給される職員の区分に応じて、理事長が別に定める。

（扶養手当）

第１３条　扶養手当は、扶養親族のある職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に対して支給する。ただし、次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（第３項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が６級であるもの（以下この条において「一般職員９級以上相当職員」という。）に対しては、支給しない。

２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

二　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

三　満６０歳以上の父母及び祖父母

四　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

五　重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、扶養親族たる父母等については１人につき６，５００円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの（以下この条において「一般職員８級相当職員」という。）にあっては、３，５００円）とする。

４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５　新たに第１項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事給与システム（情報システム利用規程（２０規程第１１４号）第２条第１０号に掲げる基幹システムのうち農研機構の人事及び給与に関する業務を効率的・効果的に実施することを目的として整備されたシステムをいう。以下同じ。）により、その旨を速やかに届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。ただし、扶養の事実等を認定することができる場合として理事長が別に定める場合に該当するときは、この限りでない。

６　扶養手当の支給は、職員が新たに第１項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日（人事給与システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた日をいう。以下同じ。）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7　扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（地域手当）

第１４条　地域手当は、農研機構の事務所（以下単に「事務所」という。）のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、次に掲げる事務所（以下この条において「支給事務所」という。）に在勤する職員（理事長が当該職員と権衡上必要があると認める職員として別に定めるものを含む。以下この条において同じ。）に支給する。

一　東京都特別区に所在する事務所

二　茨城県つくば市、東京都内（特別区を除く。）及び神奈川県川崎市に所在する事務所

三　埼玉県さいたま市に所在する事務所

四　静岡県静岡市に所在する事務所

五　北海道札幌市、栃木県那須塩原市、静岡県島田市、三重県津市、広島県福山市及び東広島市並びに福岡県筑後市及び久留米市に所在する事務所

2　地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる支給事務所の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

一　前項第１号に掲げる事務所　１００分の１５

二　前項第２号に掲げる事務所　１００分の１２

三　前項第３号に掲げる事務所　１００分の９

四　前項第４号に掲げる事務所　１００分の６

五　前項第５号に掲げる事務所　１００分の３

3　支給事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合（この職員が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する事務所が支給事務所に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該職員には、前２項の規定にかかわらず、当該異動の日から３年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（支給事務所の区分の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の

各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から３年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長が別に定める。

一　当該異動の日から同日以後１年を経過する日までの期間　異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に支給事務所の区分の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第３号において同じ。）

二　当該異動の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　異動前の支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合

三　当該異動の日から同日以後３年を経過する日までの期間（前２号に掲げる期間を除く。）　異動前の支給割合に１００分の６０を乗じて得た割合

４　国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。）から引き続き人事交流等により職員となった場合（この職員が当該採用の日の前日に在勤していた官署又は機関（理事長が別に定める地域又は区域に所在するものに限る。以下この項において「指定官署等」という。）に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該職員が採用の日の前日に指定官署等に在勤していた場合で、当該採用の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「採用後の支給割合」という。）が当該採用の日の前日に当該指定官署等に在勤するものとした場合に理事長が別に定める地域又は区域に応じた割合に達しないとき、又は当該採用の直後に在勤する事務所が支給事務所に該当しないこととなるときは、前項の規定により地域手当を支給される職員との権衡を考慮して、当該職員には、第１項及び第２項の規定にかかわらず、当該採用の日から３年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が採用後の支給割合（支給事務所の区分の変更により、採用後の支給割合が当該採用の後に変更された場合にあっては、当該変更後の採用後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該採用の日から３年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、前項ただし書の規定の適用を受ける職員の支給に準ずるものとする。

一　当該採用の日から同日以後１年を経過する日までの期間　理事長が別に定める地域又は区域に応じた割合

二　当該採用の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　理事長が別に定める地域又は区域に応じた割合に１００分の８０を乗じて得た割合

三　当該採用の日から同日以後３年を経過する日までの期間（前２号に掲げる期間を除く。）　理事長が別に定める地域又は区域に応じた割合に１００分の６０を乗じて得

た割合

（広域異動手当）

第１４条の２　職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも６０キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が６０キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が６０キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から３年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

一　３００キロメートル以上　１００分の１０

二　６０キロメートル以上３００キロメートル未満　１００分の５

２　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により同項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなる者については、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

３　国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があった者には、理事長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

４　前３項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前３項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前３項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

（住居手当）

第１５条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に支給する。

一　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和２４年法律第１１７号）第１３条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）

二　第１７条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一　前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１６，０００円を控除した額

イ　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは、１７，０００円）を１１，０００円に加算した額

二　前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　職員は、新たに第１項の職員たる要件を具備するに至った場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事給与システムにより、その居住の実情を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

４　住居手当の支給は、職員が新たに第１項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

５　住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

第１６条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

一　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

二　通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

二　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア　片道５キロメートル未満　２，０００円

イ　片道５キロメートル以上１０キロメートル未満　４，２００円

ウ　片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満　７，３００円

エ　片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満　１０，４００円

オ　片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満　１３，５００円

カ　片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満　１６，６００円

キ　片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満　１９，７００円

ク　片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満　２２，８００円

ケ　片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満　２５，９００円

コ　片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満　２９，１００円

サ　片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満　３２，３００円

シ　片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満　３５，５００円

ス　片道６０キロメートル以上６５キロメートル未満　３８，７００円

セ　片道６５キロメートル以上７０キロメートル未満　４２，２００円

ソ　片道７０キロメートル以上７５キロメートル未満　４５，７００円

タ　片道７５キロメートル以上８０キロメートル未満　４９，２００円

チ　片道８０キロメートル以上８５キロメートル未満　５２，７００円

ツ　片道８５キロメートル以上９０キロメートル未満　５６，２００円
テ　片道９０キロメートル以上９５キロメートル未満　５９，６００円
ト　片道９５キロメートル以上１００キロメートル未満　６３，０００円
ナ　片道１００キロメートル以上　６６，４００円

三　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前２号に定める額、第１号に定める額又は前号に定める額

3　事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

4　前項の規定は、新たに職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該新たに職員となった直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5　第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が理事長が別に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（理事長が別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、５，０００円を超えない範囲内で１箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として理事長が別に定める額

二　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前３項の規定による額

6　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計

額）及び前項第１号に定める額の合計額が１５０，０００円を超える職員の通勤手当の額は、第２項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

７　通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として理事長が別に定める場合にあっては、その翌月）の支給定日に支給する。

８　通勤手当が支給される職員につき、退職又は解雇その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

９　職員は、新たに第１項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事給与システムにより、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

一　事務所を異にして異動した場合

二　住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合

１０　通勤手当の支給は、職員が新たに第１項の要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職をし、又は解雇にされた場合においてはそれぞれの者が退職をし、又は解雇にされた日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

１１　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合について準用する。

１２　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。

（単身赴任手当）

第１７条　事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち単身で生活することを常

況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2　単身赴任手当の月額は、３０，０００円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

3　新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該新たに職員となった直前の住居から当該新たに職員となった直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4　職員は、新たに第１項又は前項の職員たる要件を具備するに至った場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事給与システムにより、配偶者等との別居の状況等を速やかに届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

5　単身赴任手当の支給の始期及び終期については、前条第１０項及び第１１項の規定を準用する。この場合において、当該各項中「通勤手当」とあるのは「単身赴任手当」と、同条第１０項中「第１項」とあるのは「第１７条第１項又は第３項」と、「前項」とあるのは「第１７条第４項」と読み替えるものとする。

（特殊勤務手当）

第１８条　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務として次に掲げる作業等に従事する職員（指定職員を除く。）には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、第７号に掲げる業務が国と共同して行われる場合であって、国から職員に対して当該業務に係る特殊勤務手当に相当する金額が支給されるときは、この限りでない。

一　地上１０ｍ以上のサイロ上で行う牧草類の詰め込み及び取出しの作業

二　種雄牛馬の精液の採取の作業又は種雄牛馬の自然交配若しくはこれらの作業の準備のための種雄牛馬を御する作業（一般職員俸給表及び技術専門職員俸給表の適用を受ける職員に限る。）

三　家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）第２条第１項に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業

四　家畜伝染病予防法第２条第１項に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症及び鼻疽に限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成１０年政令第４２０号）第１４条に定める感染症の病原体に汚

染されている区域において患畜の飼育、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業（一般職員俸給表及び技術専門職員俸給表の適用を受ける職員に限る。）

五　次に掲げる東日本大震災に対処するための作業

ア　原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第２項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業

イ　本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（アに掲げるものを除く。）

六　異常な自然現象等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、著しく特殊な勤務として理事長が認める作業

七　南緯５５度以南の区域において行う南極地域観測に関する業務

（特地勤務手当等）

第１９条　離島その他の生活の著しく不便な地に所在する次に掲げる事務所（以下「特地事務所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

一　鹿児島県西之表市に所在する事務所

二　鹿児島県熊毛郡中種子町に所在する事務所

三　沖縄県国頭郡東村に所在する事務所

四　群馬県吾妻郡嬬恋村に所在する事務所

２　特地勤務手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地事務所の区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

一　前項第１号及び第２号に掲げる事務所　１００分の１２

二　前項第３号及び第４号に掲げる事務所　１００分の４

３　第１項第４号に掲げる事務所に勤務する職員には、毎年１１月１日から翌年３月３１日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

第１９条の２　職員が事務所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する事務所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所又はその移転した事務所が特地事務所又は次に掲げる特地事務所に準ずる事務所（以下「準特地事務所」という。）に該当するときは、当該職員には、当該異動又は事務所の移転の日から６年に達するまでの間、俸給及び扶養手当の月額の合計額の１００分の６を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

一　北海道虻田郡真狩村に所在する事務所

二　北海道帯広市に所在する事務所

２　新たに職員となって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日前３

年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

３　前２項の規定にかかわらず、準特地事務所に在勤する職員には、冬期以外の期間は、前２項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

（給与の減額）

第２０条　職員（次項に掲げる職員を除く。）が正規の勤務時間（職員就業規則第４９条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が割り振られた日において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない時間につき、第２４条に規定する１時間当たりの給与額にその勤務しない時間を乗じて得た額（この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減額して給与を支給する。

２　裁量勤務職員が勤務日（同規則第４４条第１項及び第５４条第１項に規定する休日以外の日をいう。）において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない日１日につき、第２４条に規定する１時間当たりの給与額に７．７５を乗じて得た額（この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減額して給与を支給する。

（給与の半減）

第２１条　職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第７条第１項第３号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して９０日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

（超過勤務手当）

第２２条　正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第２４条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、正規の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第１２条第１項第１号に掲げる職員及び理事長が別に定める職員（以下この項において「管理監督職員」という。）にあっては、第１号ア、第２号ア及び第３号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。

一　正規の勤務時間が割り振られた日における勤務　次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア　イに掲げる勤務以外のもの　１００分の１２５

イ　深夜（午後１０時から翌日の午前５時をいう。以下同じ。）における勤務　１００分の１５０（管理監督職員及び裁量勤務職員にあっては１００分の２５）

二　休日（職員就業規則第４４条第１項（同規則第４６条第１項の規定による勤務を行う職員にあっては、同条第２項）に規定する休日をいう。次号において同じ。）のうち、法定休日（同規則第４４条第２項（同規則第４６条第１項の規定による勤務を行う職員にあっては、同条第３項）に規定する法定休日をいう。次号において同じ。）以外の日における勤務　次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア　イに掲げる勤務以外のもの　１００分の１３５

イ　深夜における勤務　１００分の１６０（管理監督職員にあっては１００分の２５）

三　休日のうち、法定休日における勤務　次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア　イに掲げる勤務以外のもの　１００分の１３５

イ　深夜における勤務　１００分の１６０（管理監督職員にあっては１００分の２５）

２　前項の規定により超過勤務手当を支給する場合において、当該職員がした正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間が超過勤務手当の支給算定期間（月の初日からその月の末日までの期間をいう。）の初日から起算して６０時間を超えたときは、その６０時間を超えて勤務した全時間に係る同項各号の規定の適用については、同項第１号ア中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１５０」と、同号イ中「１００分の１５０」とあるのは「１００分の１７５」と、同項第２号ア及び第３号ア中「１００分の１３５」とあるのは「１００分の１６０」と、同項第２号イ及び第３号イ中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１８５」とする。

３　裁量勤務職員には、１時間につき第２４条に規定する１時間当たりの給与額に１００分の１２５を乗じて得た額の１５時間相当の額を超過勤務手当として支給する。

４　第１２条第１項第２号及び第３号に掲げる職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「全時間」とあるのは「全時間（第１号アに掲げる勤務にあっては、第１２条第３項の規定により理事長が別に定める時間数を超える時間）」とする。

５　職員就業規則第５４条第２項の規定により代休を取得した場合の当該休日（同項第２号に掲げる場合にあっては、当該振り替えて休日とされた日）に行った勤務又は同条第３項の規定により代休を取得した場合の当該休日に行った勤務に係る超過勤務手当の支給に当たっては、代休が同一月内に取得された場合に限り、これらの勤務の区分に応じた第１項及び第２項の規定に定める割合から同条第２項の規定により代休とした勤務日又は同条第３項の規定により代休とした勤務日の勤務時間に係る割合（１００分の１００）を減じた割合をもって算定することができる。

（端数計算）

第２３条　第２０条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額及び同条第２項に規定する１時間当たりの給与額並びに前条第１項（同条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により勤務１時間につき支給し、及び同条第３項の規定により１時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこ

れを１円に切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの給与額等の算出）

第２４条　第２０条第１項及び第２２条第１項（同条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する勤務１時間当たりの給与額並びに第２０条第２項及び第２２条第３項に規定する１時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額並びに次の各号に掲げる手当が支給される場合にあっては当該各号に定める額の合計額を、別に定める１月当たりの勤務時間数で除して得た額とする。

一　特殊勤務手当　給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った第１８条各号に掲げる作業に係る特殊勤務手当の額

二　寒冷地手当　第３０条第２項の規定を適用した場合に得られる寒冷地手当の額

（期末手当）

第２５条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第２７条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ６月３０日及び１２月１０日（これらの日が職員就業規則第４４条第１項に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条から第２７条第１項までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職（同規則第１３条第１号から第４号まで又は第６号に掲げる事由による退職に限る。第２８条まで及び第３３条第７項において同じ。）をし、又は解雇（同規則第１０条第２項又は第１８条の規定による解雇に限る。第２８条まで及び第３３条第７項において同じ。）にされた職員（同項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１２６．２５（理事長が別に定める特定管理職員（第２８条第２項において「特定管理職員」という。）にあっては１００分の１０６．２５、指定職員にあっては１００分の６７．５）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一　６箇月　１００分の１００

二　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０

三　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

四　３箇月未満　１００分の３０

３　任期付研究員及び特定任期付職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」とする。

４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあっては、退職をし、又は解雇にされた日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

５　一般職員俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が３級以上であるもの並びに同

表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、理事長が別に定める職員の区分に応じて１００分の２０を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員その他の理事長が別に定める職員にあっては、その額に俸給月額の１００分の２５を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

６　国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第２項に掲げる在職期間の区分は、当該採用前の機関に在職していた期間を職員として在職していた期間とみなした場合に得られる区分とする。

第２６条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第３号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第８３条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

二　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職をし、又は解雇にされた職員で、その退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

三　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第２７条　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職をし、又は解雇にされたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一　退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二　退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、農研機構の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止

処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

二　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

4　前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

（勤勉手当）

第２８条　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ６月３０日及び１２月１０日（これらの日が職員就業規則第４４条第１項に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職をし、又は解雇にされた職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って得られる割合を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、農研機構において支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額（第１号に掲げる職員の区分にあっては一基準日における総額、第２号から第４号までに掲げる職員の区分にあっては一事業年度における総額）は、それぞれ当該各号に定める額を超えないものとする。

一　次号から第４号までに掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあっては、退職をし、又は解雇にされた日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、１００分の１０６．２５（特定管理職員にあっては、１００分の１２６．２５）を乗じて得た額の総額

二　研究職員俸給表の適用を受ける職員　毎年６月１日に在職する当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の２１２．５（特定管理職員にあっては、１００分の２５２．５）

を乗じて得た額の総額

三　指定職員俸給表の適用を受ける職員　毎年６月１日に在職する当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の２１５を乗じて得た額の総額

四　任期付研究員（一）俸給表、任期付研究員（二）俸給表及び特定任期付職員俸給表の適用を受ける職員　毎年６月１日に在職する当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１７７．５を乗じて得た額の総額

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

４　第２５条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは、「第２８条第３項」と読み替えるものとする。

５　国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第２項に掲げる勤務期間の区分は、当該採用前の機関に勤務していた期間を職員として勤務していた期間とみなした場合に得られる区分とする。

６　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、当該各条中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第２６条中「前条第１項」とあるのは「第２８条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第２８条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第２９条　削除

（寒冷地手当）

第３０条　職員のうち、毎年１１月から翌年３月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

一　別表第８に掲げる地域に所在する事務所に在勤する職員

二　別表第８に掲げる地域以外の地域に所在する事務所のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する事務所との権衡上必要があると認められる事務所として理事長が別に定めるものに在勤する職員であって、寒冷及び積雪の度を考慮して理事長が別に定める区域に居住するもの

２　支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
１級地	２９，４００円	１６，２００円	１１，５００円

２級地	２６，０００円	１４，５００円	９，８００円
３級地	２５，１００円	１４，３００円	９，６００円
４級地	１９，８００円	１１，４００円	８，２００円

備考　「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって別表第８に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第１７条第１項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。

３　第１項第２号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表４級地の項に掲げる額とする。

４　第２１条の規定の適用を受ける職員その他理事長が別に定める職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前２項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。

５　支給対象職員が、理事長が別に定める場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前３項の規定にかかわらず、第２項又は第３項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。

６　第２項の表に掲げる地域の区分は、別表第８のとおりとする。

第３１条・第３１条の２　削除

（在勤手当）

第３１条の３　在勤手当は、理事長の命を受け日本国外に駐在し農研機構の業務を行う職員（以下「在外職員」という。）に対して支給する。（理事長が別に定める職員を除く。）

２　在勤手当の種類は、在勤基本手当、在外住居手当、配偶者手当及び教育手当とする。

３　在外職員には、第１４条から第１９条の２までの規定にかかわらず、同条に規定する手当は支給しない。

（在勤基本手当）

第３１条の４　在勤基本手当は、在外職員が日本国外において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

２　在勤基本手当の月額は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和４９年政令第１７９号。以下「政令」という。）別表第１中の所在国又は所在地及び号の別によって定める額を上限として支給する。

３　前項に規定する号の適用については、理事長が別に定める。

４　在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）支給する。

５　在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。
６　在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が６０日を超えるものには、第４項の規定にかかわらず、６０日を超える期間についての在勤基本手当は支給しない。

（在外住居手当）
第３１条の５　在外住居手当は、在外職員が日本国外において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。
２　在外住居手当の月額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の１箇月に要する家賃の額（在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）から政令別表第２中の所在国又は所在地の控除率を乗じて得た額を控除した額に相当する額とする。ただし、同表中の所在国又は所在地及び号の別によって限度額欄で定める額（次項において「限度額」という。）を限度とする。
３　前項に規定する号の適用については、理事長が別に定める。
４　第２項ただし書（限度に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、配偶者又は子（主として在外職員の収入によって生計を維持している者に限る。）を伴う在外職員以外の者に支給する在外住居手当の月額の限度は、限度額の１００分の８０に相当する額とする。
５　在外住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。
６　在外住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわわらず、１８０日以内においてその事故の存する間、従前のとおり在外住居手当を支給することができる。
７　在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在外住居手当を支給する。
８　在外職員は、次の各号に掲げる場合には、理事長が定める様式の在外住居届に、契約書、領収書その他証拠書類を添えて、理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。
一　新たに在外住居手当支給の要件を具備するに至った場合
二　在外住居手当支給の要件を欠くに至った場合
三　賃貸借の契約の更改、転居その他の理由により家賃等の額が改定された場合

（配偶者手当）
第３１条の６　配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給する。
２　配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の１００分の２０に相当する額とする。
３　配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあ

ってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。

4　在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、１８０日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり配偶者手当を支給することができる。

5　在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。

（教育手当）

第３１条の７　教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下この条において「支給対象者」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一　４歳以上１８歳未満の子

二　１８歳に達した子であって、就学する学校（支給対象者の就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校をいう。）において、１８歳に達した日から、１９歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して１年を経過する日までの間にあるもの

2　教育手当の月額は、支給対象者１人につき８，０００円とする。

3　教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の支給対象者（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の支給対象者が当該在外職員の在勤地において支給対象者に該当することとなった者である場合にあっては、支給対象者に該当することとなった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その支給対象者がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が６０日以内である場合を除く。）にあってはその支給対象者が帰国のためその地を出発する日の前日、その支給対象者がその日の前に支給対象者に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては支給対象者に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が６０日以内である場合は、この限りでない。

4　在外職員の支給対象者が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると認める場合に限り、前項の規定に準じて、当該在外職員に教育手当を支給する。

5　在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで教育手当を支給する。

6　前３項に定めるもののほか、第３項ただし書の期間がやむを得ない事情により６０日以内の期間にとどまることとなった場合の教育手当の支給期間の特例その他教育手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

7　在外職員は、次の各号に掲げる場合には、理事長が定める様式の教育手当支給対象者届に、証拠書類の写しを添えて、理事長又はその委任を受けた者に届け出なければなら

ない。

一　新たに支給対象者たる要件を具備するに至った者がある場合

二　支給対象者たる要件を欠くに至った者がある場合

（育児短時間勤務職員についての特例）

第３２条　育児短時間勤務職員についての第５条から前条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第５条第１項	による	による。ただし、職員就業規則第６５条第１項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、それぞれ当該俸給表に定める俸給月額に、同規則第６６条の規定により読み替えられた同規則第４０条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第１１条第４項	職員就業規則第４４条第１項（同規則第４６条第１項に掲げる職員にあっては、同条第２項	職員就業規則第６６条の規定により読み替えられた同規則第４４条第１項（同規則第４６条第１項に掲げる職員にあっては、同規則第６６条の規定により読み替えられた同規則第４６条第２項
第１６条第２項第２号	定める額	定める額（育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）
第２２条第１項第１号ア	１００分の１２５	１００分の１２５（ただし、正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては１００分の１００）
第２２条第１項第１号イ	１００分の１５０	１００分の１５０（ただし、正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては１００分の１２５）
第２２条第３項	１５時間	１５時間に算出率を乗じて得た時間
第２２条第４項	理事長が別に定める時間数	理事長が別に定める時間数に算出率を乗じて得た時間数
第２５条第４項	俸給及び扶養手当の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額
第２５条第５項及び第２８条第３項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

（休職者等の給与）

第３３条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第５７条第１項の規定により病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与の全額からその者に支給される労働者災害補償保険法第１４条の規定による休業補償給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和４９年労働省令第３０号）第３条の規定による休業特別支給金の額の合計額（以下「休業補償給付等の額」という。）を差し引いた額の給与を支給する。

２　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第１７条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者が休職にされていなかったとしたならば支給される給与の全額からその者に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額の給与を支給する。

３　職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第１７条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の８０を支給する。

４　職員が前２項以外の心身の故障により職員就業規則第１７条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の８０を支給する。

５　職員が職員就業規則第１７条第１項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給する。

６　職員が職員就業規則第１７条第１項第３号から第６号までに掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の１００以内を支給する。

７　第３項、第４項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第２５条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職をし、又は解雇にされたときは、同項に定める支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給する。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

８　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第２６条及び第２７条の規定を準用する。この場合において、第２６条中「前条第１項」とあるのは「第３３条第７項」と読み替えるものとする。

９　第３項、第４項又は第６項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内において、第３０条第１項に規定する者に該当するときは、同条に定めるところにより、寒冷地手当を支給する。

（在籍派遣職員の給与）

第３４条　職員就業規則第２０条又は第２１条の規定により派遣にされている職員には、その派遣の期間中、給与の１００分の１００以内を支給することができる。

（短期従事職員の給与）

第３４条の２　職員が、短期従事（職員就業規則第３８条の２に規定する短期従事をいう。）の許可を受けて勤務しなかった期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額を減額して給与を支給する。

一　裁量勤務職員以外の職員　その勤務しなかった期間の１時間につき、第２４条の規定による勤務１時間当たりの給与額

二　裁量勤務職員　その勤務しなかった期間の１日につき、第２４条の規定による１時間当たりの給与額に７．７５を乗じて得た額（この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

２　前項第１号に規定する勤務１時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（育児休業等職員の給与）

第３５条　第２５条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（職員就業規則第６４条第１項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある者には、同条第５項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

２　第２８条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある者には、職員就業規則第６４条第５項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

３　職員就業規則第６５条の３第５項の「別に定める勤務１時間当たりの給与額」とは、第２４条の規定による勤務１時間当たりの給与額とする。

（介護休業等職員の給与）

第３６条　第２５条第１項に規定するそれぞれの基準日に介護休業（職員就業規則第６７条第１項に規定する介護休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある者には、同条第５項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

２　第２８条第１項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある者には、職員就業規則第６７条第５項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

３　職員就業規則第６８条第３項の「別に定める勤務１時間当たりの給与額」とは、第２４条の規定による勤務１時間当たりの給与額とする。

（給与の非常時支給）

第３７条　職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の費用に充てるために給与を請求した場合には、俸給の支給日前であっても、請求の日までの給与を日割り計算により支給する。

（情報システムによる手続）

第３８条　この規程に基づく届出の手続（人事給与システムによるとしているものを除く。次項において同じ。）は、情報システム（情報システム利用規程第２条第９号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

２　前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたとみなす。

（雑則）

第３９条　この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

２～６　削除

（俸給月額に関する特例措置）

７　平成２４年３月に支給する俸給の月額について、別表第６の俸給表の適用を受ける職員でその号俸が６号俸以上の職員、別表第７の俸給表の適用を受ける職員でその号俸が４号俸以上の職員にあっては、それぞれの別表の該当するそれぞれの号俸に規定する俸給月額（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（１８規程第１１－１１号。以下「１８改正規程」という。）附則第９項から第１１項までの規定が適用される職員にあっては、同規程附則第９項から第１１項までの規定による俸給を含む。）に１００分の８５を乗じて得た額を俸給の月額とする。ただし、生物系特定産業技術研究支援センター所長の職を占める職員にあっては、同年４月に支給する俸給の月額についても、同様とする。

８　１８改正規程附則第９項に規定する「その者の受ける俸給の月額」の適用及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員退職手当支給規程（１８規程第８９号）第５条第１項及び第６条第１項に規定する「その者の俸給月額」の適用については、前項の特例措置がなかったものとして算出される俸給月額をもって、それぞれ、当該「その者の受ける俸給の月額」及び「その者の俸給月額」とする。

（給与の減額の措置）

９　平成２４年５月１日から平成２６年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する俸給の月額（１８改正規程附則第９項から第１１項までの規定による俸給（以下「経過措置額」という。）を含み、当該職員が第２１条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給の月額（経過措置額を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給の月額から、俸給の月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸　　給　　表	職務の級又は号俸	割　　合
一般職員俸給表	２級以下	１００分の４．７７
	３級から６級まで	１００分の７．７７
	７級以上	１００分の９．７７
技術専門職員俸給表	３級以下	１００分の４．７７
	４級以上	１００分の７．７７
研究職員俸給表	２級以下	１００分の４．７７
	３級及び４級	１００分の７．７７
	５級以上	１００分の９．７７
任期付研究員（一）俸給表	１号俸から３号俸まで	１００分の７．７７
	４号俸以上	１００分の９．７７
任期付研究員（二）俸給表	全ての号俸	１００分の７．７７
特定任期付職員俸給表	１号俸から４号俸まで	１００分の７．７７
	５号俸以上	１００分の９．７７
指定職員俸給表	全ての号俸	１００分の９．７７

１０　特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　俸給の特別調整額　当該職員の俸給の特別調整額の月額に１００分の１０を乗じて得た額

二　地域手当　当該職員の俸給の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に１００分の１０を乗じて得た額

三　広域異動手当　当該職員の俸給の月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月

額に１００分の１０を乗じて得た額

四　特地勤務手当　当該職員の俸給の月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

五　期末手当　当該職員が受けるべき期末手当の額に、１００分の９．７７を乗じて得た額

六　勤勉手当　当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、１００分の９．７７を乗じて得た額

七　期末特別手当　当該職員が受けるべき期末特別手当の額に、１００分の９．７７を乗じて得た額

八　任期付研究員業績手当又は特定任期付職員業績手当　当該職員の俸給の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

九　第３３条第１項から第７項まで又は第３４条の規定により支給される給与　当該職員に適用される次のアからカまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからカまでに定める額

ア　第３３条第１項又は第２項　前項及び前各号に定める額から当該職員に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額

イ　第３３条第３項又は第４項　前項並びに第２号、第３号、第５号及び第７号に定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ウ　第３３条第５項　前項並びに第２号及び第３号に定める額に、同条第５項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ　第３３条第６項　前項並びに第２号、第３号、第５号及び第７号に定める額に、同条第６項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ　第３３条第７項　第５号又は第７号に定める額に１００分の８０を乗じて得た額（同条第６項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同各号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

カ　第３４条　前項並びに第２号、第３号、第５号及び第７号に定める額に、同条の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

（勤務１時間当たりの給与額等の算出に関する特例措置）

１１　特例期間においては、第２０条、第２２条、第３４条の２、第３５条又は第３６条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、第２４条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額の合計額を、同条に規定する別に定める１月当たりの勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（５５歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置の特例）

１２　特例期間においては、附則第２項の規定の適用を受ける職員に対する附則第９項、附則第１０項第２号、第３号、第５号、第６号及び第９号並びに前項の規定の適用については、附則第９項中「、俸給の月額に」とあるのは「、俸給の月額から附則第２項第

１号に定める額に相当する額を減じた額に」と、附則第１０項第２号中「俸給の月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給の月額に対する地域手当の月額から附則第２項第２号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第３号中「俸給の月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給の月額に対する広域異動手当の月額から附則第２項第３号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第５号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第２項第４号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第６号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第２項第５号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第９号ア中「前項及び前各号」とあるのは「附則第１２項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ、エ及びカ中「前項並びに第２号、第３号、第５号及び第７号」とあるのは「附則第１２項の規定により読み替えられた前項並びに第２号、第３号、第５号及び第７号」と、同号ウ中「前項並びに第２号及び第３号」とあるのは「附則第１２項の規定により読み替えられた前項並びに第２号及び第３号」と、同号オ中「第５号又は第７号」とあるのは「附則第１２項の規定により読み替えられた第５号又は第７号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第５項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（端数計算）

１３　第９項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平成２４年１２月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

１４　平成２４年１２月に期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）が支給される職員（同年４月１日から同月３０日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。）に対する当該期末手当等の額は、職員給与規程第２５条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第２９条第２項から第４項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第６項、第３３条第１項から第４項まで及び第６項、第７項若しくは第３４条又は附則第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（２４規程第１１－３１号。以下この項において「平成２４年改正規程」という。）附則第２項及び平成２４年改正規程による改正後の職員給与規程附則第９項から第１３項までの規定が同月１日から適用されていたとしたならば同月分として同各項の規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

（平成２６年６月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

１５　平成２６年６月に期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）が支給される職員のうち、平成２４年４月１日から引き続き在職している者（同年５月１日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（１８改正規程附則第９項から第１１項までの規定の適用を受けない職員に限る。）を除く。）に対する当該期末手当等の額は、第２５条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第２９条第２項から第４項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第６項、第３３条第１項から第４項まで及び第６項、第７項若しくは第３４条又は附則第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、平成２６年６月１日（当該支給される期末手当等について第２５条第１項後段、第２９条第１項後段又は第３３条第７項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日）において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（第１７条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額（附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に１００分の３．６７（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

俸　給　表	職務の級	号　俸
一般職員俸給表	１級	１号俸から９３号俸まで
	２級	１号俸から７６号俸まで
	３級	１号俸から６０号俸まで
	４級	１号俸から４４号俸まで
	５級	１号俸から３６号俸まで
	６級	１号俸から２８号俸まで
	７級	１号俸から１６号俸まで
	８級	１号俸から４号俸まで
技術専門職員俸給表	１級	１号俸から１２１号俸まで
	２級	１号俸から８４号俸まで
	３級	１号俸から７６号俸まで
	４級	１号俸から４８号俸まで

	５級	１号俸から３２号俸まで
研究職員俸給表	１級	１号俸から１０８号俸まで
	２級	１号俸から８４号俸まで
	３級	１号俸から５２号俸まで
	４級	１号俸から３６号俸まで
	５級	１号俸から１６号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		１号俸から３号俸まで
任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		１号俸から３号俸まで

（平成２７年１２月に支給する勤勉手当等に関する特例措置）

１６　平成２７年１２月に支給する勤勉手当に関する第２８条第２項前段の規定の適用については、同項中「得られる割合を」とあるのは、「得られる割合に１００分の１０を加えた割合を」とする。この場合において、附則第２項第５号の規定の適用については、同号中「第２８条第２項」とあるのは、「附則第１６項の規定により読み替えて適用する第２８条第２項」とする。

１７　平成２７年１２月に支給する勤勉手当、期末手当及び期末特別手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　勤勉手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者　前項の規定により読み替えられた第２８条第２項及び同条第３項から第６項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ１００分の１５（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

二　期末手当が支給される職員（勤勉手当が支給される職員を除く。）のうち、理事長が別に定める者　第２５条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）並びに第４項及び第５項（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ１００分の１５（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

三　期末特別手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者　第２９条第２項から第４項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ１００分の１５（理事長が別に定める期間がある職員にあ

っては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

（平成２８年１２月に支給する勤勉手当等に関する特例措置）

１８　平成２８年１２月に支給する勤勉手当、期末手当及び期末特別手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　勤勉手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者　第２８条第２項及び同条第３項から第６項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ１００分の１５（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

二　期末手当が支給される職員（勤勉手当が支給される職員を除く。）のうち、理事長が別に定める者　第２５条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）並びに第４項及び第５項（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ１００分の１５（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

三　期末特別手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者　第２９条第２項から第４項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ１００分の１５（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

（平成２９年１２月に支給する勤勉手当等に関する特例措置）

１９　平成２９年１２月に支給する勤勉手当、期末手当及び期末特別手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　勤勉手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者　第２８条第２項及び同条第３項から第６項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ１００分の１０（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

二　期末手当が支給される職員（勤勉手当が支給される職員を除く。）のうち、理事長が別に定める者　第２５条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）並びに第４項及び第５項（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ１００分の１０（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

三　期末特別手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者　第２９条第２項から第４項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第６項

の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ１００分の１０（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

（平成３０年１２月に支給する勤勉手当等に関する特例措置）

２０　平成３０年１２月に支給する勤勉手当、期末手当及び期末特別手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　勤勉手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者　第２８条第２項及び同条第３項から第６項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ１００分の１０（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

二　期末手当が支給される職員（勤勉手当が支給される職員を除く。）のうち、理事長が別に定める者　第２５条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）並びに第４項及び第５項（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ１００分の１０（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

三　期末特別手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者　第２９条第２項から第４項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ１００分の１０（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

（令和元年１２月に支給する期末手当等に関する特例措置）

２１　令和元年１２月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和元年１２月１日に採用となった職員に対しては適用しない。

一　期末手当に関する第２５条第３項の規定の適用については、同項中「１００分の１７２．５」とあるのは「１００分の１７２．５に１００分の１０を加えた割合」とする。

二　勤勉手当に関する第２８条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の９７．５」とあるのは「１００分の９７．５に１００分の１０を加えた割合」と、「１００分の１１７．５」とあるのは「１００分の１１７．５に１００分の１０を加えた割合」とする。

三　期末特別手当に関する第２９条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１６７．５に１００分の１０を加えた割合」とする。

（令和２年１２月に支給する期末手当等に関する特例措置）

２２　令和２年１２月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和２年１２月１日に採用となった職員に対しては適用しない。

一　期末手当に関する第２５条第３項の規定の適用については、同項中「１００分の１６５」とあるのは「１００分の１６５に１００分の５を加えた割合」とする。

二　勤勉手当に関する第２８条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の９５」とあるのは「１００分の９５に１００分の５を加えた割合」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の１１５に１００分の５を加えた割合」とする。

三　期末特別手当に関する第２９条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１６０に１００分の５を加えた割合」とする。

（令和３年１２月に支給する期末手当等に関する特例措置）

２３　令和３年１２月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和３年１２月１日に採用となった職員に対しては適用しない。

一　期末手当に関する第２５条第３項の規定の適用については、同項中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１６７．５に１００分の５を加えた割合」とする。

二　勤勉手当に関する第２８条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の９５」とあるのは「１００分の９５に１００分の５を加えた割合」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の１１５に１００分の５を加えた割合」とする。

三　期末特別手当に関する第２９条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６２．５」とあるのは「１００分の１６２．５に１００分の５を加えた割合」とする。

（令和４年６月に支給する期末手当等に関する特例措置）

２４　令和４年６月に期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）が支給される職員のうち、理事長が別に定める者に対して支給する当該期末手当等の額は、第２５条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第２９条第２項から第４項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第６項、第３３条第１項から第４項まで及び第６項、第７項若しくは第３４条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額から、理事長が別に定める額を減じた額とする。

（令和４年１２月に支給する期末手当等に関する特例措置）

２５　令和４年１２月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和４年１２月１日に採用となった職員に対しては適用しない。

一　期末手当に関する第２５条第３項の規定の適用については、同項中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１６７．５に１００分の５を加えた割合」とする。

二　勤勉手当に関する第２８条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０５に１００分の５を加えた割合」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１２５に１００分の５を加えた割合」とする。

三　期末特別手当に関する第２９条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６２．５」とあるのは「１００分の１６２．５に１００分の５を加えた割合」とする。

（定年の引上げに伴う俸給に関する特例措置）

２６　当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（附則第２８項において「特定日」という。）以後、次の各号に掲げる当該職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　指定職員以外の職員　当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第６条第２項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第３項、第４項、第６項及び第７項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額（同条第８項の適用を受ける職員にあっては、同項の規定により理事長が別に定めるところによる額）に１００の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）

二　指定職員　当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第９条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５００円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５００円以上１，０００円未満の端数を生じたときはこれを１，０００円に切り上げた額）

２７　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一　職員就業規則第５条第１項各号に掲げる任期を定めて採用される職員

二　職員就業規則第１６条の５各項の規定により同規則第１６条の２第１項に規定する異動期間（同規則第１６条の５各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規則第１６条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員

２８　職員就業規則第１６条の３に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等（以下この項及び附則第３０項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第２６項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第２６項の規定により当該職員の受ける俸給

月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

２９　前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第６条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第６条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

３０　異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第２６項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第２８項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

３１　附則第２８項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第２６項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

３２　附則第２８項又は前２項の規定による俸給を支給される職員に対する第２５条第５項（第２８条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第２８項、第３０項又は第３１項の規定による俸給の額との合計額」とする。

３３　削除

３４　附則第２６項から前項までに定めるもののほか、附則第２６項の規定による俸給月額、附則第２８項の規定による俸給その他附則第２６項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（令和５年１２月に支給する期末手当等に関する特例措置）

３５　令和５年１２月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和５年１２月１日に採用となった職員に対しては適用しない。

一　期末手当に関する第２５条第３項の規定の適用については、同項中「１００分の１７５」とあるのは「１００分の１７５に１００分の１０を加えた割合」とする。

二　勤勉手当に関する第２８条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０５に１００分の１０を加えた割合」と、「１００

分の１２５」とあるのは「１００分の１２５に１００分の１０を加えた割合」とする。

三　期末特別手当に関する第２９条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７０に１００分の１０を加えた割合」とする。

（令和６年１２月に支給する期末手当等に関する特例措置）

３６　令和６年１２月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和６年１２月１日に採用となった職員に対しては適用しない。

一　期末手当に関する第２５条第３項の規定の適用については、同項中「１００分の１７５」とあるのは「１００分の１７５に１００分の１０を加えた割合」とする。

二　勤勉手当に関する第２８条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の１０７．５に１００分の１０を加えた割合」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１２７．５に１００分の１０を加えた割合」と、同項第２号中「１００分の２１０」とあるのは「１００分の２１０に１００分の１０を加えた割合」と、「１００分の２５０」とあるのは「１００分の２５０に１００分の１０を加えた割合」とする。

三　期末特別手当に関する第２９条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７０に１００分の１０を加えた割合」とする。

（令和７年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

３７　令和７年１２月に支給する勤勉手当に関する第２８条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の１０７．５に１００分の１０を加えた割合」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１２７．５に１００分の１０を加えた割合」と、同項第２号中「１００分の２１２．５」とあるのは「１００分の２１２．５に１００分の１０を加えた割合」と、「１００分の２５２．５」とあるのは「１００分の２５２．５に１００分の１０を加えた割合」と、同項第３号中「１００分の２１５」とあるのは「１００分の２１５に１００分の１０を加えた割合」と、同項第４号中「１００分の１７７．５」とあるのは「１００分の１７７．５に１００分の１０を加えた割合」とする。ただし、令和７年１２月１日に採用となった職員に対しては適用しない。

附　則（平成13.11.30　規程第11-1号）

この規程は、平成１３年１１月３０日から施行し、平成１３年４月１日から適用する。

附　則（平成14.11.1　規程第11-2号）

この規程は、平成１４年１１月１日から施行する。

附　則（平成15.3.1　規程第11-3号）

（施行期日等）

1　この規程は、平成１５年３月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第２７条第１項から第３項まで（同条第１項の「第３２条」を「第２９条」に改める部分を除く。）、第３１条第１項から第３項まで、第３３条第５項並びに第３５条第３項及び第５項の改正規定は、平成１５年４月１日から施行する。

2　この規程（第４条、第９条及び第３３条第４項の改正規定に限る。）による改正後の職員給与規程の規定は、平成１４年１１月１日から適用する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等）

3　施行日の前日において、別表第１から別表第４までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額とその１号下位の号俸との差額×$\dfrac{\text{その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその１号俸下位の号俸との差額}}$＋施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

4　前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第７条第８項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

5　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成１５年３月３１日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定）

7　施行日から平成１５年３月３１日までの間における第２７条及び第３１条の適用につ

いては、第２７第２項及び第３１条第２項中「１００分の５５」とあるのは「１００分の５０」と、第２７条第３項及び第３１条第３項中「１００分の３０」とあるのは「１００分の２５」と読み替えるものとする。

（平成１５年３月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

８　平成１５年３月に支給する期末手当及び期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、前項の規定により読み替えられた第２７条第２項（前項の規定により読み替えられた同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで、第３１条第２項（前項の規定により読み替えられた同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで若しくは第３４条第１項から第３項まで、第５項若しくは第６項又は第３７条第１項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一　施行日（期末手当等について第２７条第１項後段、第３１条第１項後段又は第３４条第６項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成１４年４月１日から施行日の前日までのもの（同月１日から基準日までの間において、職員が人事交流等により他の国家公務員等となり、引き続き当該他の国家公務員等として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該他の国家公務員等となる前の職員として引き続き在職した期間を含む。以下「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち、俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（以下「俸給等」という。）の額の合計額

二　継続在職期間について、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）又は独立行政法人農業技術研究機構任期付研究員及び任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程（１４規程第１２－２号）による改正後の任期付研究員等給与特例規程による俸給月額（継続在職期間において理事長が別に定める俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について、理事長が別に定める額）及び改正後の職員給与規程による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

（平成１５年６月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置）

９　平成１５年６月に支給する期末手当等に関する改正後の職員給与規程第２７条第２項及び第３１条第２項の規定の適用については、これらの規定中「６箇月以内」とあるのは「３箇月以内」と、同規程第２７条第２項第１号及び第３１条第２項第１号中「６箇月」とあるのは「３箇月」と、同規程第２７条第２項第２号及び第３１条第２項第２号中「５箇月以上６箇月未満」とあるのは「２箇月１５日以上３箇月未満」と、同規程第

２７条第２項第３号及び第３１条第２項第３号中「３箇月以上５箇月未満」とあるのは「１箇月１５日以上２箇月１５日未満」と、同規程第２７条第２項第４号及び第３１条第２項第４号中「３箇月未満」とあるのは「１箇月１５日未満」とする。

（育児休業をしている職員の経過措置）

１０　平成１５年６月１日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当等に関する改正後の職員給与規程第３５条第３項及び第５項の規定の適用については、これらの規定中「６箇月以内」とあるのは「３箇月以内」とする。

附　則（平成15.6.1　規程第11-4号）

この規程は、平成１５年６月１日から施行する。

附　則（平成15.10.1　規程第11-5号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１５年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（旧推進機構職員に係る経過措置等）

２　施行日の前日において生物系特定産業技術研究推進機構の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）であった者のうち、施行日において引き続き職員となった者の給与に係る経過措置等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成15.11.1　規程第11-6号）

（施行期日等）

１　この規程は、平成１５年１１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第９条、第１３条、第１６条、第２７条、第３１条及び第３３条の改正部分及び附則第８項の規定は、平成１６年４月１日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等）

２　施行日の前日において、別表第１から別表第４までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその１号下位の号俸との差額×$\dfrac{\text{その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその１号俸下位の号俸との差額}}$

＋施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

３　前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第

７条第８項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

４　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

５　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成１６年３月３１日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定）

６　施行日から平成１６年３月３１日までの間における第２７条、第３１条及び第３３条の規定の適用については、第２７条第２項中「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１４５」と、同項及び同条第３項中「１００分の１５０」とあるのは「１００分の１２５」と、同条第３項中「「１００分の１７０」とあるのは「１００分の９０」と、」とあるのは「「１００分の１４５」とあり、及び」と、「１００分の８０」とあるのは「１００分の６５」と、第３１条第２項及び第３項並びに第３３条第５項中「１００分の１８０」とあるのは「１００分の１６０」と、第３１条第３項中「１００分の９５」とあるのは「１００分の８５」と、第３３条第５項中「、「１００分の１７０」とあるのは「、「１００分の１４５」と読み替えるものとする。

（平成１５年１２月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

７　平成１５年１２月に支給する期末手当及び期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、前項の規定により読み替えられた第２７条第２項（前項の規定により読み替えられた同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで、第３１条第２項（前項の規定により読み替えられた同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第７項まで若しくは第３４条第１項から第３項まで、第５項若しくは第６項又は第３７条第１項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第１号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一　平成１５年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの期間に新たに職員となっ

た者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（第１７条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額の合計額に１００分の１．０７を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成１５年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に１００分の１．０７を乗じて得た額

（調整手当に関する経過措置）

８　平成１６年４月１日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の職員給与規程第１３条第３項又は第４項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同各項の規定の適用については、同条第３項中「場合（この職員が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）」とあり、及び同条第４項中「場合（この職員が当該異動又は採用の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、同条第３項及び第４項中「支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。」とあるのは「支給割合（」と、「から２年を経過する」とあるのは「から３年を経過する日又は平成１８年３月３１日のいずれか早い日」と、同条第３項中「当該異動の日から１年を経過する」とあり、同項第１号及び同条第４項第１号中「同日以後１年を経過する日」とあり、並びに同条第４項中「当該異動又は採用の日から１年を経過する」とあるのは「平成１７年３月３１日」と、同条第３項第２号及び第４項第２号中「２年を経過する日」とあるのは「３年を経過する日又は平成１８年３月３１日のいずれか早い日」とする。

（その他）

９　第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成16.4.1　規程第11-7号）

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成16.11.1　規程第11-8号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１６年１１月１日から施行する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

２　この規程による改正後の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第３２条第１項に規定する基準日（以下「基準日」という。）において平成１６年１０月２９日（以下「旧基準日」という。）から引き続き旧寒冷地（この規程による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程第３２条第１項に規定する寒冷地をいう。以下同じ。）に在勤する職員（再任用職員（改正後の職員給与規程第７条第１１項に規定する再任用職員をいう。）を除く。以下「経過措置対象職員」という。）に対しては、同規程第３２条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算定した額の寒冷地手当を支給する。

３　前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第３２条の規定にかかわらず、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

４　他の国家公務員等（改正後の職員給与規程第１３条第４項に規定する他の国家公務員等をいう。）であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同規程の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前２項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要と認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、同規程第３２条の規定にかかわらず、前２項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

５　前３項に定めるもののほか、寒冷地手当に関する経過措置及びその他の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤務１時間当たりの給与額の算出に関する経過措置）

６　附則第２項から第４項までの規定により寒冷地手当を支給される職員に対する改正後の職員給与規程第２５条の規定の適用については、同条第２号中「第３２条第２項」とあるのは「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（１６規程第１１－８号）附則第２項から第４項まで」と読み替えるものとする。

附　則（平成17.10.25　規程第11-9号）

この規程は、平成１７年１０月２５日から施行する。

附　則（平成17.12.1　規程第11-10号）

（施行期日）

1　この規程は、平成１７年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2　施行日の前日において、職員給与規程別表第１から別表第３までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその１号俸下位の号俸との差額×$\dfrac{\text{その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその１号俸下位の号俸との差額}}$＋施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

3　前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第７条第８項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

4　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成１７年１２月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

6　平成１７年１２月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程第２７条第２項（同条第３項又は第３３条第５項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで、第３１条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第４項、第５項及び第７項若しくは第３４条第１項から第３項まで、第５項若しくは第６項又は第３７条第１項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当

等の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第１号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一　平成１７年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に新たに職員となった者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第１７条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成１７年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に１００分の０．３６を乗じて得た額

（その他）

7　第２項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成18.4.1　規程第11-11号）

1　この規程は、平成１８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2　施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に２の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定めるところによりそのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

3　施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）別表第１から別表第３までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第５項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第２に定める号俸とする。

4　附則第２項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第３に定める号俸とする。

5　施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第１から別表第３までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給の月額を受けていた職員の施行日における号俸又は俸給の月額は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸又は俸給の月額とする。

（引継任期付研究員等に適用する俸給表及び号俸の切替え）

6　引継任期付研究員（職員就業規則附則第２項の規定により同規則第５条第１項第１号又は第２号の規定により採用された職員となったものとされた者をいう。以下同じ。）及び引継特定任期付職員（同規則附則第２項の規定により同規則第５条第１項第３号の規定により採用された職員となったものとされた者をいう。以下同じ。）に対する施行日以後におけるこの規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第５条第１項に掲げる俸給表の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる俸給表を適用するものとし、その者の施行日における号俸は、施行日の前日に現行の規程の廃止に関する規程の一部を改正する規程（１８規程第６３－１号）による廃止前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構任期付研究員及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程（１３規程第１２号）（以下「旧任期付研究員等給与特例規程」という。）に基づきその者が受けていた号俸の数と同じ数の号俸とする。

一　施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第１の俸給表の適用を受けていた職員　改正後の職員給与規程第５条第１項第４号に定める俸給表

二　施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第２の俸給表の適用を受けていた職員　改正後の職員給与規程第５条第１項第５号に定める俸給表

三　施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第３の俸給表の適用を受けていた職員　改正後の職員給与規程第５条第１項第６号に定める俸給表

（施行日前の異動者の号俸の調整）

7　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

8　附則第２項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給の月額は、改正前の職員給与規程又は旧任期付研究員等給与特例規程及びこれらに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

９　施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（附則第６項の規定により引き続き改正後の職員給与規程第５条第１項第４号から第６号までに定める俸給表の適用を受ける職員を含む。）で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（２１規程第１１－１９号。第１号において「平成２１年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該俸給の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成２６年３月３１日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額（職員給与規程附則第２項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一　平成２１年改正規程附則第２項第１号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。）　１００分の９９．１

二　指定職員俸給表の適用を受ける職員　１００分の９８．９４

三　前２号に掲げる職員以外の職員（任期付研究員(二)俸給表の適用を受ける職員を除く。）　１００分の９９．３４

１０　施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

１１　施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、俸給を支給する。

１２　前３項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、次に掲げる俸給の月額には、前３項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

一　改正後の職員給与規程第１２条第１項、第１４条第２項から第４項まで、第１９条第３項及び第４項、第２５条第４項及び第５項（第２８条第４項において準用する場合を含む。）、第２８条第３項、第２９条第４項、第３１条第２項及び第３２条第２項に規定する俸給の月額

二　改正後の職員給与規程第２４条に規定する勤務１時間当たりの給与額等を算出する場合における同条中に規定する俸給の月額

三　改正後の職員給与規程第２１条の規定による給与の半減、同規程第３３条第１項から第８項までに規定する休職者等の給与、同規程第３４条に規定する在籍派遣職員の給与及び同規程第３５条第１項から第３項までに掲げる育児休業職員の給与の額を算定する場合におけるその算定の基礎となる俸給の月額

（平成２２年３月３１日までの間における職員給与規程の適用に関する特例）

１３　平成２２年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第６条第６項	４号俸	３号俸
	３号俸	２号俸
第６条第７項	４号俸	３号俸
	３号俸	２号俸
	２号俸	１号俸

（地域手当に関する経過措置）

１４　この規程の施行の際現に改正前の職員給与規程第１３条第３項又は第４項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において同条第１項の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する事務所を異にして異動した場合又は施行日の前日において支給官署等（同条第４項に規定する「支給官署等」をいう。）に在勤していた他の国家公務員等（同項に規定する「他の国家公務員等」をいう。）が施行日において職員となった場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の職員給与規程第１４条第３項又は第４項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同各項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第３項	支給事務所に在勤する	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（１８規程第１１－１１号）による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程（１３規程第１１号）（以下「改正前の職員給与規程」という。）第１３条第１項各号に定める事務所（以下「旧支給事務所」という。）に在勤する
	在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合（理事長が	在勤していた旧支給事務所に係る調整手当の支給割合（改正前の職員給与規程第１３条第２項各号に定める割合をいい、理事長が

第４項	人事院規則９－４９（地域手当）第２条に規定する地域に所在する官署若しくは機関、同条に規定する官署又は第４条に規定する空港の区域（同規則附則第２条の規定により地域手当を支給される地域又は官署を含む。以下「支給官署等」という。）	人事院規則９－４９（調整手当）の全部を改正する人事院規則（人事院規則９－４９－３２）による改正前の人事院規則９－４９（調整手当）第１条に規定する地域に所在する官署若しくは機関又は同条に規定する官署（同規則附則の規定により調整手当を支給される地域又は官署を含む。以下「旧支給官署等」という。）
	当該支給官署等に	当該旧支給官署等に
	一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成１７年法律第１１３号）第２条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）

１５～１８　削除

（任期付研究員業績手当に関する経過措置）

１９　引継任期付研究員に対する施行日以後における改正後の職員給与規程第３１条の規定の適用については、同条第１項中「任期付研究員業績手当の」とあるのは「任期付研究員業績手当（現行の規程の廃止に関する規程の一部を改正する規程（１８規程第６３－１号）による廃止前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構任期付研究員及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程（１３規程第１２号）（以下「旧任期付研究員等給与特例規程」という。）第５条の規定による任期付研究員業績手当を含む。）の」と、「基準日の翌日」とあるのは「基準日（直近の当該手当が同条の規定による手当である場合にあっては、同条第１項に規定する基準日）の翌日」と、「第７条」とあるのは「第７条又は同規程第３条」とする。

（特定任期付職員業績手当に関する経過措置）

２０　引継特定任期付職員に対する施行日以後における改正後の職員給与規程第３２条の規定の適用については、同条第１項中「特定任期付職員業績手当の」とあるのは「特定任期付職員業績手当（旧任期付研究員等給与特例規程第６条の規定による特定任期付職員業績手当を含む。）の」と、「基準日の翌日」とあるのは「基準日（直近の当該手当が同条の規定による手当である場合にあっては、同規程第５条第１項に規定する基準日）の翌日」と、「第８条」とあるのは「第８条又は同規程第４条」とする。

（休職者の給与に関する経過措置）

２１　職員就業規則附則第６項の規定により同規則第１７条の規定により休職にされている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程

第３４条第２項から第５項までの規定により決定されたその者の給与の支給割合（以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。）が変更される場合を除き、当該改正前の規定による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第３３条第３項から第６項までの相当規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

（派遣職員に関する経過措置）

２２　職員就業規則附則第８項の規定により同規則第２０条の規定により派遣されている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程第３７条の規定により決定されたその者の給与の支給割合（以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。）が変更される場合を除き、当該改正前の規程による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第３４条の規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

（旧独立行政法人農業者大学校等からの引継職員に係る経過措置）

２３　独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成１８年法律第２６号）附則第２条第１項の規定により施行日において職員となった者に係る給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（その他）

２４　前各項に定めるもののほか、俸給の切替その他給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第１　職務の級の切替表（附則第２項関係）

<table>
<tr><th>俸　給　表</th><th>旧　級</th><th>新　級</th></tr>
<tr><td rowspan="11">一般職員俸給表</td><td>１　級</td><td rowspan="2">１　級</td></tr>
<tr><td>２　級</td></tr>
<tr><td>３　級</td><td>２　級</td></tr>
<tr><td>４　級</td><td rowspan="2">３　級</td></tr>
<tr><td>５　級</td></tr>
<tr><td>６　級</td><td>４　級</td></tr>
<tr><td>７　級</td><td>５　級</td></tr>
<tr><td>８　級</td><td>６　級</td></tr>
<tr><td>９　級</td><td>７　級</td></tr>
<tr><td>１０級</td><td>８　級</td></tr>
<tr><td></td><td>９　級</td></tr>
</table>

	１１級	
		１０級
技術専門職員俸給表	３　級	３　級
	４　級	
	５　級	４　級
	６　級	５　級
研究職員俸給表	５　級	５　級
		６　級

附則別表第２　旧級がこれに対応する附則別表第１の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第３項関係）

ア　一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 / 経過期間	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	３月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	３月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	３月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	６月以上９月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	９月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	３月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	３月以上６月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	６月以上９月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	９月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	３月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	３月以上６月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	６月以上９月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	９月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	３月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	３月以上６月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	６月以上９月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	９月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	３月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	３月以上６月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	６月以上９月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3

	９月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	３月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	３月以上６月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	６月以上９月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	９月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	３月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	３月以上６月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	６月以上９月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	９月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	３月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	３月以上６月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	６月以上９月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	９月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	３月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	３月以上６月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	６月以上９月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	９月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	３月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	３月以上６月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	６月以上９月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	９月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	３月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	３月以上６月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	６月以上９月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	９月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	３月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	３月以上６月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	６月以上９月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	９月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	３月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	３月以上６月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	６月以上９月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	９月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	３月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	３月以上６月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	６月以上９月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	９月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	３月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	３月以上６月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	６月以上９月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	９月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
	３月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	３月以上６月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	

18	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
	3月未満			113							

	３月以上６月未満			114							
29	６月以上９月未満			115							
	９月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
	３月未満			117							
	３月以上６月未満			118							
30	６月以上９月未満			119							
	９月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
	３月未満			121							
	３月以上６月未満			122							
31	６月以上９月未満			123							
	９月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
	３月未満			125							
	３月以上６月未満			125							
32	６月以上９月未満			125							
	９月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

イ　技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧　　級 経過期間	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	３月未満		1	1	5	1	1
	３月以上６月未満		1	1	6	1	1
1	６月以上９月未満		1	1	7	1	1
	９月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
	３月未満	1	1	1	9	1	1
	３月以上６月未満	2	2	1	10	1	1
2	６月以上９月未満	3	3	1	11	1	1
	９月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
	３月未満	5	5	1	13	1	1
	３月以上６月未満	6	6	2	14	1	1
3	６月以上９月未満	7	7	3	15	1	1
	９月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
	３月未満	9	9	5	17	1	1
	３月以上６月未満	10	10	6	18	1	1
4	６月以上９月未満	11	11	7	19	1	1
	９月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
	３月未満	13	13	9	21	1	1
	３月以上６月未満	14	14	10	22	2	1
5	６月以上９月未満	15	15	11	23	3	1
	９月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
	３月未満	17	17	13	25	5	1
	３月以上６月未満	18	18	14	26	6	2
6	６月以上９月未満	19	19	15	27	7	3
	９月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5

7	３月未満	21	21	17	29	9	5
	３月以上６月未満	22	22	18	30	10	6
	６月以上９月未満	23	23	19	31	11	7
	９月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	３月未満	25	25	21	33	13	9
	３月以上６月未満	26	26	22	34	14	10
	６月以上９月未満	27	27	23	35	15	11
	９月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	３月未満	29	29	25	37	17	13
	３月以上６月未満	30	30	26	38	18	14
	６月以上９月未満	31	31	27	39	19	15
	９月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	３月未満	33	33	29	41	21	17
	３月以上６月未満	34	34	30	42	22	18
	６月以上９月未満	35	35	31	43	23	19
	９月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	３月未満	37	37	33	45	25	21
	３月以上６月未満	38	38	34	46	26	22
	６月以上９月未満	39	39	35	47	27	23
	９月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	３月未満	41	41	37	49	29	25
	３月以上６月未満	42	42	38	50	30	26
	６月以上９月未満	43	43	39	51	31	27
	９月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	３月未満	45	45	41	53	33	29
	３月以上６月未満	46	46	42	54	34	30
	６月以上９月未満	47	47	43	55	35	31
	９月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	３月未満	49	49	45	57	37	33
	３月以上６月未満	50	50	46	58	38	34
	６月以上９月未満	51	51	47	59	39	35
	９月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	３月未満	53	53	49	61	41	37
	３月以上６月未満	54	54	50	62	42	38
	６月以上９月未満	55	55	51	63	43	39
	９月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	３月未満	57	57	53	65	45	41
	３月以上６月未満	58	58	54	66	46	42
	６月以上９月未満	59	59	55	67	47	43
	９月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	３月未満	61	61	57	69	49	45
	３月以上６月未満	62	62	58	70	50	46
	６月以上９月未満	63	63	59	71	51	47
	９月以上12月未満	64	64	60	72	52	48

	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	３月未満	65	65	61	73	53	49
	３月以上６月未満	66	66	62	74	54	50
	６月以上９月未満	67	67	63	75	55	51
	９月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	３月未満	69	69	65	77	57	53
	３月以上６月未満	70	70	65	78	58	54
	６月以上９月未満	71	71	66	79	59	55
	９月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	３月未満	73	73	67	81	61	57
	３月以上６月未満	74	74	67	82	62	58
	６月以上９月未満	75	75	68	83	63	59
	９月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	３月未満	77	77	69	85	65	61
	３月以上６月未満	78	78	70	86	66	62
	６月以上９月未満	79	79	71	87	67	63
	９月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	３月未満	81	81	73	89	69	65
	３月以上６月未満	82	82	73	90	70	66
	６月以上９月未満	83	83	74	91	71	67
	９月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	３月未満	85	85	75	93	73	69
	３月以上６月未満	86	86	75	94	74	69
	６月以上９月未満	87	87	76	95	75	69
	９月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	３月未満	89	89	77	97	77	
	３月以上６月未満	90	90	77	98	78	
	６月以上９月未満	91	91	78	99	79	
	９月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	３月未満	93	93	79	101	81	
	３月以上６月未満	94	94	79	102	82	
	６月以上９月未満	95	95	80	103	83	
	９月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	３月未満	97	97	81	105	85	
	３月以上６月未満	98	98	82	106	86	
	６月以上９月未満	99	99	83	107	87	
	９月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	３月未満	101	101	85	109	89	
	３月以上６月未満	102	102	85	110	90	
	６月以上９月未満	103	103	86	111	91	
	９月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	３月未満	105	105	87	113		
	３月以上６月未満	106	106	87	114		
	６月以上９月未満	107	107	88	115		

	９月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	３月未満	109	109	89	117		
	３月以上６月未満	110	110	90	118		
	６月以上９月未満	111	111	91	119		
	９月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	３月未満	113	113	93	121		
	３月以上６月未満	114	114	93	122		
	６月以上９月未満	115	115	94	123		
	９月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	３月未満	117	117	95	125		
	３月以上６月未満	118	118	95	126		
	６月以上９月未満	119	119	96	127		
	９月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	３月未満	121	121				
	３月以上６月未満	121	122				
	６月以上９月未満	121	123				
	９月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	３月未満		125				
	３月以上６月未満		126				
	６月以上９月未満		127				
	９月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ウ　研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧　級 経過期間	１級	２級	３級	４級
1	３月未満			1	1
	３月以上６月未満			1	1
	６月以上９月未満			1	1
	９月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	３月未満	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	2	1	1
	６月以上９月未満	3	3	1	1
	９月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	３月未満	5	5	1	1
	３月以上６月未満	6	6	2	1
	６月以上９月未満	7	7	3	1
	９月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	３月未満	9	9	5	1
	３月以上６月未満	10	10	6	1
	６月以上９月未満	11	11	7	1
	９月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	３月未満	13	13	9	1
	３月以上６月未満	14	14	10	2
	６月以上９月未満	15	15	11	3

	９月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	３月未満	17	17	13	5
	３月以上６月未満	18	18	14	6
	６月以上９月未満	19	19	15	7
	９月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
7	３月未満	21	21	17	9
	３月以上６月未満	22	22	18	10
	６月以上９月未満	23	23	19	11
	９月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	３月未満	25	25	21	13
	３月以上６月未満	26	26	22	14
	６月以上９月未満	27	27	23	15
	９月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	３月未満	29	29	25	17
	３月以上６月未満	30	30	26	18
	６月以上９月未満	31	31	27	19
	９月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	３月未満	33	33	29	21
	３月以上６月未満	34	34	30	22
	６月以上９月未満	35	35	31	23
	９月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25
11	３月未満	37	37	33	25
	３月以上６月未満	38	38	34	26
	６月以上９月未満	39	39	35	27
	９月以上12月未満	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	３月未満	41	41	37	29
	３月以上６月未満	42	42	38	30
	６月以上９月未満	43	43	39	31
	９月以上12月未満	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	３月未満	45	45	41	33
	３月以上６月未満	46	46	42	34
	６月以上９月未満	47	47	43	35
	９月以上12月未満	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	３月未満	49	49	45	37
	３月以上６月未満	50	50	46	38
	６月以上９月未満	51	51	47	39
	９月以上12月未満	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	３月未満	53	53	49	41
	３月以上６月未満	54	54	50	42
	６月以上９月未満	55	55	51	43
	９月以上12月未満	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
	３月未満	57	57	53	45
	３月以上６月未満	58	58	54	46

16	６月以上９月未満	59	59	55	47
	９月以上12月未満	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	３月未満	61	61	57	49
	３月以上６月未満	62	62	58	50
	６月以上９月未満	63	63	59	51
	９月以上12月未満	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	３月未満	65	65	61	53
	３月以上６月未満	66	66	62	54
	６月以上９月未満	67	67	63	55
	９月以上12月未満	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	３月未満	69	69	65	57
	３月以上６月未満	70	70	66	58
	６月以上９月未満	71	71	67	59
	９月以上12月未満	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	３月未満	73	73	69	61
	３月以上６月未満	74	74	70	62
	６月以上９月未満	75	75	71	63
	９月以上12月未満	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	３月未満	77	77	73	65
	３月以上６月未満	78	78	74	66
	６月以上９月未満	79	79	75	67
	９月以上12月未満	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	３月未満	81	81	77	69
	３月以上６月未満	82	82	78	70
	６月以上９月未満	83	83	79	71
	９月以上12月未満	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73
23	３月未満	85	85	81	73
	３月以上６月未満	86	86	82	73
	６月以上９月未満	87	87	83	73
	９月以上12月未満	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	３月未満	89	89	85	
	３月以上６月未満	90	90	86	
	６月以上９月未満	91	91	87	
	９月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	３月未満	93	93	89	
	３月以上６月未満	94	94	89	
	６月以上９月未満	95	95	89	
	９月以上12月未満	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	３月未満	97	97		
	３月以上６月未満	98	98		
	６月以上９月未満	99	99		
	９月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
	３月未満	101	101		

	３月以上６月未満	102	102		
27	６月以上９月未満	103	103		
	９月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
	３月未満	105	105		
	３月以上６月未満	106	106		
28	６月以上９月未満	107	107		
	９月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
	３月未満	109	109		
	３月以上６月未満	110	110		
29	６月以上９月未満	111	111		
	９月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
	３月未満	113			
	３月以上６月未満	114			
30	６月以上９月未満	115			
	９月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
	３月未満	117			
	３月以上６月未満	118			
31	６月以上９月未満	119			
	９月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
	３月未満	121			
	３月以上６月未満	121			
32	６月以上９月未満	121			
	９月以上12月未満	121			
	12月以上	121			

附則別表第３　旧級がこれに対応する附則別表第１の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第４項関係）

ア　旧級が一般職員俸給表の１１級である職員の新号俸

旧　号　俸	新　級 経過期間	9　級	10　級
	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
1	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
2	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
3	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1

4	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	2	1
	６月以上９月未満	3	1
	９月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	３月未満	5	1
	３月以上６月未満	6	1
	６月以上９月未満	7	1
	９月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	３月未満	9	1
	３月以上６月未満	10	1
	６月以上９月未満	11	1
	９月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	３月未満	13	1
	３月以上６月未満	14	1
	６月以上９月未満	15	1
	９月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	３月未満	17	1
	３月以上６月未満	18	1
	６月以上９月未満	19	1
	９月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	３月未満	21	1
	３月以上６月未満	22	2
	６月以上９月未満	23	3
	９月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	３月未満	25	5
	３月以上６月未満	26	6
	６月以上９月未満	27	7
	９月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	３月未満	29	9
	３月以上６月未満	30	10
	６月以上９月未満	31	11
	９月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
	３月未満	33	13

15	３月以上６月未満	34	13
	６月以上９月未満	35	13
	９月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

イ　旧級が研究職員俸給表の５級である職員の新号俸

旧　号　俸	新　級 経過期間	５　級	６　級
1	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	2	1
	６月以上９月未満	3	1
	９月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	３月未満	5	1
	３月以上６月未満	6	1
	６月以上９月未満	7	1
	９月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	３月未満	9	1
	３月以上６月未満	10	1
	６月以上９月未満	11	1
	９月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
	３月未満	13	1

10	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	2
	6月以上9月未満	55	3
	9月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5

21	３月未満	57	5
	３月以上６月未満	58	6
	６月以上９月未満	59	7
	９月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9
22	３月未満	61	9
	３月以上６月未満	62	9
	６月以上９月未満	63	10
	９月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11
23	３月未満	65	11
	３月以上６月未満	66	11
	６月以上９月未満	67	12
	９月以上12月未満	68	12
	12月以上	69	13

附　則（平成19.1.16　規程第11-12号）

この規程は、平成１９年１月１６日から施行する。

附　則（平成19.4.1　規程第11-13号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成２０年３月３１日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

２　平成２０年３月３１日までの間においては、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第１４条の２第１項第１号中「１００分の６」とあるのは「１００分の４」と、同項第２号中「１００分の３」とあるのは「１００分の２」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

３　改正後の職員給与規程第１４条の２の規定は、平成１６年４月２日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第１項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成１９年４月１日から当該異動等の日以後」とする。

４　改正後の職員給与規程第１４条の２第１項に規定する「俸給の月額」には、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（１８規程第１１－１１号）附則第９項から第１１項までの規定により支給される俸給を含めるものとする。

（その他）

５　前３項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成19.10.1　規程第11-14号）

（施行期日）

1　この規程は、平成１９年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程一部改正規程（１８規程第１１－１１号）附則の適用の特例）

2　施行日以降に独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第６５条第１項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員が、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（１８規程第１１－１１号）附則第９項から第１１項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の同規程附則第９項から第２４項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第９項	）には、俸給の月額	以下「経過措置職員」という。）が、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第６５条第１項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた場合には、その者が育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額が平成１８年３月３１日において受けていた俸給の月額に同規則第６６条の規定により読み替えられた同規則第４０条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない場合には、その期間中育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額
第１０項	前項に規定する	経過措置
	て、同項	て、前項

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程一部改正規程（１９規程第１１－１３号）附則の適用の特例）

3　施行日以降に育児短時間勤務を始めた職員が、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（１８規程第１１－１１号）附則第９項から第１１項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（１９規程第１１－１３号）附則第４項の規定の適用については、同項中「には、」とあるのは「には、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（１９規程第１１－１４号）附則第２項の規定により読み替えられた」とする。

附　則（平成19.12.1　規程第11-15号）

（施行期日等）

1　この規程は、平成１９年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第２５条第３項及び第２８条第２項の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成１９年４月１日から適用する。

（平成１９年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）

3　平成１９年４月１日から施行日の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

（施行日から平成２０年３月３１日までの間における異動者の号俸の調整）

4　施行日から平成２０年３月３１日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（給与の内払）

5　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

6　前４項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成20.4.1　規程第11-16号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成21.4.1　規程第11-17号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成21.5.29　規程第11-18号）

この規程は、平成２１年５月２９日から施行する。

附　則（平成21.12.1　規程第11-19号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２１年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成２１年１２月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

２　平成２１年１２月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程第２５条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第２９条第２項から第４項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第６項若しくは第３３条第１項から第４項まで、第６項若しくは第７項又は第３４条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一　平成２１年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、職員給与規程別表第５の俸給表の適用を受ける職員若しくは同規程別表第４の俸給表若しくは同規程別表第６の俸給表の適用を受ける職員でその号俸が１号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第１７条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸　給　表	職務の級	号　俸
一般職員俸給表	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から２４号俸まで
	３級	１号俸から８号俸まで

技術専門職員俸給表	１級	１号俸から６８号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで
研究職員俸給表	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで

二　平成２１年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に１００分の０．２４を乗じて得た額

（その他）

３　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成22.2.1　規程第11-20号）

この規程は、平成２２年２月１日から施行する。

附　則（平成22.4.1　規程第11-21号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成22.10.1　規程第11-22号）

この規程は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則（平成22.12.1　規程第11-23号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２２年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成２２年１２月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

２　平成２２年１２月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第２５条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第２９条第２項から第４項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第６項若しくは第３３条第１項から第４項まで、第６項若しくは第７項若しくは附則第２項又は第３４条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一　平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表

欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程附則第２項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（１８規程第１１－１１号）附則第９項から第１１項までの規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは職員給与規程別表第５の俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第１７条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸　　給　　表	職務の級	号　　俸
一般職員俸給表	１級	１号俸から９３号俸まで
	２級	１号俸から６４号俸まで
	３級	１号俸から４８号俸まで
	４級	１号俸から３２号俸まで
	５級	１号俸から２４号俸まで
	６級	１号俸から１６号俸まで
	７級	１号俸から４号俸まで
技術専門職員俸給表	１級	１号俸から１０８号俸まで
	２級	１号俸から７２号俸まで
	３級	１号俸から６４号俸まで
	４級	１号俸から３６号俸まで
	５級	１号俸から２０号俸まで
研究職員俸給表	１級	１号俸から９６号俸まで
	２級	１号俸から７２号俸まで
	３級	１号俸から４０号俸まで
	４級	１号俸から２４号俸まで

	５級	１号俸から４号俸まで

二　平成２２年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に１００分の０．２８を乗じて得た額

（平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に関する読替え）

3　平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第２項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（２２規程第１１－２３号）の施行の日」と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（その他）

4　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成23.1.1　規程第11-24号）

この規程は、平成２３年１月１日から施行する。

附　則（平成23.2.1　規程第11-25号）

（施行期日）

1　この規程は、平成２３年２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（給与の半減に関する経過措置）

2　施行日の前日から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対するこの規程による改正後の職員給与規程第２１条の規定の適用については、同条中「９０日」とあるのは「１年」とする。

（その他）

3　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成23.4.1　規程第11-26号）

（施行期日）

1　この規程は、平成２３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成２３年４月１日における号俸の調整）

2　平成２３年４月１日において４３歳に満たない職員（同日において、職員給与規程第

５条第１項第１号から第３号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第４号から第７号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成２２年１月１日において同規程第６条第５項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成２３年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

３　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第６５条第１項の規定による勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第６６条の規定により読み替えられた同規則第４０条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（特地勤務手当に関する経過措置）

４　施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第１９条第１項の規定により特地事務所とされていた長野県北佐久郡御代田町に所在する事務所（以下「暫定支給事務所」という。）は、平成２５年３月３１日までの間、特地事務所とする。

５　暫定支給事務所に勤務する職員のうち次の各号のいずれかに該当する職員には、改正後の職員給与規程第１９条の規定にかかわらず、平成２５年３月３１日（第１号に該当する職員にあっては、当該事務所に異動となった日から起算して６年に達する日が平成２５年３月３１日前である場合は当該６年に達する日）までの間、特地勤務手当を支給する。

一　施行日の前日から引き続き暫定支給事務所に在勤し、同日において改正前の職員給与規程第１９条第３項の規定により特地勤務手当を支給されていた職員

二　施行日以後において新たに暫定支給事務所に異動（国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者にあっては、在勤することとなったこと。以下同じ。）となり当該異動に伴って住居を移転した職員

６　暫定支給事務所に在勤する職員に支給する特地勤務手当の月額は、前項第１号に該当する職員にあっては当該事務所に異動となった日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額に１００分の４（施行日前に異動の日から起算して５年に達した場合及び施行日から平成２５年３月３１日までの期間内に異動の日から起算して５年に達した場合におけるその５年に達した日後については、１００分の２）を乗じて得た額に、施行日から平成２４年３月３１日までの間にあっては１００分の７０を、同年４月１日から平成２５年３月３１日までの間にあっては１００分の４０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、同項第２号に該当する職員に

あっては同項第１号に該当する職員との権衡を考慮して理事長が別に定める額とする。

（その他）

7　前５項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成23.8.1　規程第11-27号）

この規程は、平成２３年８月１日から施行する。

附　則（平成23.10.1　規程第11-28号）

（施行期日）

1　この規程は、平成２３年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（昇給に関する経過措置）

2　施行日から起算して２年間は、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第６条第５項の規定による昇給については、同項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）又はその他の能力の実証」とする。

3　平成２４年１月１日に行われる改正後の職員給与規程第６条第５項の規定による昇給については、同項中「同日前における直近の人事評価（職員就業規則第７７条第１項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び当該人事評価の評価期間以降」とあるのは、「平成２３年１月１日から同年９月３０日までの期間」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）

4　施行日から起算して２年間は、改正後の職員給与規程第２８条第１項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

5　研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、業績評価（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構研究職員等業績評価実施規程（１４規程第５５号）第２条に規定する業績評価をいう。）が実施される職員に対する勤勉手当の取扱いについては、当分の間、改正後の職員給与規程第２８条第１項及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例により行う。

（その他）

6　前４項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成24.2.29　規程第11-29号）

この規程は、平成２４年２月２９日から施行する。

附　則（平成24.3.14　規程第11-30号）

（施行期日等）

1　この規程は、平成２４年３月１４日から施行する。

2　この規程による改正後の職員給与規程附則第７項の規定は、平成２４年３月１日から適用する。

附　則（平成24.4.27　規程第11-31号）

（施行期日）

1　この規程は、平成２４年５月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成２４年５月１日、平成２５年４月１日及び平成２６年４月１日における号俸の調整）

2　この規程による改正後の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（１８規程第１１－１１号。以下「平成１８年改正規程」という。）附則第９項から第１１項までの規定による俸給に関する状況を考慮して、平成２４年４月１日において３６歳に満たない職員（平成２４年５月１日において、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第５条第１項第１号から第３号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第４号から第７号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成１９年１月１日、平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日の第６条第５項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成２４年５月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

3　平成２５年４月１日において改正後の平成１８年改正規程附則第９項から第１１項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成２４年５月１日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成２５年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

4　平成２６年４月１日において改正後の平成１８年改正規程附則第９項から第１１項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員

（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成２４年５月１日及び平成２５年４月１日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成２６年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

５　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第６５条第１項の規定による勤務をしている職員に対する前３項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給の月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第６６条の規定により読み替えられた同規則第４０条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（平成２４年６月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

６　平成２４年６月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、職員給与規程第２５条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第２９条第２項から第４項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第６項、第３３条第１項から第４項まで及び第６項、第７項若しくは第３４条又は附則第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額から第１号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を減じ、第２号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

一　平成２３年４月１日（同月２日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成１８年改正規程附則第９項から第１１項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第１７条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額（同規程附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に１００分の０．３７を乗じて得た額に、平成２４年４月の１月分の月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗

じて得た額

俸　　給　　表	職務の級	号　　俸
一般職員俸給表	１級	１号俸から９３号俸まで
	２級	１号俸から７６号俸まで
	３級	１号俸から６０号俸まで
	４級	１号俸から４４号俸まで
	５級	１号俸から３６号俸まで
	６級	１号俸から２８号俸まで
	７級	１号俸から１６号俸まで
	８級	１号俸から４号俸まで
技術専門職員俸給表	１級	１号俸から１２１号俸まで
	２級	１号俸から８４号俸まで
	３級	１号俸から７６号俸まで
	４級	１号俸から４８号俸まで
	５級	１号俸から３２号俸まで
研究職員俸給表	１級	１号俸から１０８号俸まで
	２級	１号俸から８４号俸まで
	３級	１号俸から５２号俸まで
	４級	１号俸から３６号俸まで
	５級	１号俸から１６号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		１号俸から３号俸まで
任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		１号俸から３号俸まで

二　附則第２項の規定が平成２４年４月１日から適用されていたとしたならば同項の規定により決定される号俸に基づき当該適用を受ける職員（同日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。）が同月分として支給されることとなる俸給、地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額の合計額から、この規程による改正前の職員給与規程の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額の合計額を減じた額

（その他）

7　前５項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成24.5.15　規程第11-32号）

（施行期日）

1　この規程は、平成２４年５月１６日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第１８条第５号の規定は、平成２４年４月１６日から施行日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第３項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であって、改正後の職員給与規程第１８条第５号の規定を適用したとするならば同号アに掲げる作業に該当することとなるものを行った場合についても適用する。

（その他）

3　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成24.10.30　規程第11-33号）

この規程は、平成２４年１１月１日から施行する。

附　則（平成25.3.29　規程第11-34号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成25.9.30　規程第11-35号）

この規程は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則（平成25.12.26　規程第11-36号）

この規程は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則（平成26.3.31　規程第11-37号）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成26.12.1　規程第11-38号）

（施行期日等）

1　この規程は、平成２６年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第２５条第３項、第２８条第２項、第２９条第２項及び附則第６項の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成２６年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

４　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成27.4.1　27-3規程第11-39号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成27.10.1　27-20規程第11-40号）

この規程は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成27.12.28　27-32規程第11-41号）

（施行期日等）

１　この規程は、平成２７年１２月２８日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成２７年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、第２５条第３項、第２８条第２項、第２９条第２項及び附則第６項の改正部分の規定は、平成２７年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成２８年３月３１日までの間における昇給に関する特例）

４　平成２８年３月３１日までの間における職員給与規程第６条第６項の規定の適用については、同項中「４号俸」とあるのは「３号俸」と、「３号俸」とあるのは「２号俸」とする。

（広域異動手当に関する特例）

5　適用日から平成２８年３月３１日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第１４条の２第１項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の８」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の４」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

6　適用日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第１４条の２第１項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の６」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の３」とする。

（単身赴任手当に関する特例）

7　適用日から平成２８年３月３１日までの間における単身赴任手当の支給に関する改正後の職員給与規程第１７条第２項の規定の適用については、同項中「３０，０００円」とあるのは「２６，０００円」と、「７０，０００円」とあるのは「５８，０００円」とする。

（寒冷地手当に関する経過措置）

8　適用日の前日において改正前の職員給与規程別表第８に掲げる地域（以下「旧寒冷地」という。）に所在する事務所に在勤する職員であって、適用日において改正後の職員給与規程第３０条第１項に規定する支給対象職員でなくなったもの（以下「特定旧寒冷地在勤等職員」という。）が適用日の前日から基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地在勤等職員であった者及び適用日から施行日の前日までの間に新たに旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員となり、基準日において改正後の職員給与規程第３０条第１項に規定する支給対象職員でないもの（以下「特例経過措置対象職員」という。）が当該新たに旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員となった日から基準日の前日までの間、引き続き特例経過措置対象職員であった者に対しては、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準日が属する期間に応じ、当該各号に定める額の寒冷地手当を支給する。

一　基準日の属する月が施行日が属する月（施行日が月の初日である場合は、施行日が属する月の前月）までの期間　改正後の職員給与規程別表第８に規定する４級地をその地域の区分（同規程第３０条第２項に規定する地域の区分をいう。以下この項において同じ。）と、基準日における当該者の世帯等区分（同項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同項の規定を適用したとしたならば算出される額

二　基準日の属する月が施行日が属する月の翌月（施行日が月の初日である場合は、施行日が属する月）から平成２８年３月までの期間　改正後の職員給与規程別表第８に規定する４級地をその地域の区分と、基準日における基準世帯等区分（当該者の施行

日の前日以降における世帯等の区分のうち、同規程第３０条第２項の表の４級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第２項の規定を適用したとしたならば算出される額

三　基準日の属する月が平成２８年１１月から平成３０年３月までの期間　前号の規定により算出される額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、同号により算出される額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額

平成２８年１１月から平成２９年３月まで	６，０００円
平成２９年１１月から平成３０年３月まで	１２，０００円

９　改正後の職員給与規程第３０条第４項及び第５項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第４項中「前２項」とあるのは「職員給与規程の一部を改正する規程（２７－３２規程第１１－４１号。以下「平成２７年改正規程」という。）附則第８項」と、同条第５項中「前３項」とあるのは「平成２７年改正規程附則第８項及び同附則第９項において読み替えて準用する前項」と、「第２項又は第３項」とあるのは「同附則第８項」と読み替えるものとする。

１０　前２項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であって、改正後の職員給与規程第３０条第１項に規定する支給対象職員でない者のうち、適用日の前日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であった者であって、適用日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であったもの（前２項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、職員給与規程第３０条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

１１　国家公務員等であった者が、人事交流等により、適用日以降に引き続き旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員として採用となり、改正後の職員給与規程第３０条第１項に規定する支給対象職員でない場合において、任用の事情、適用日の前日から当該職員となった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前３項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第３０条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前３項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（その他）

１２　前１０項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成28.4.1　27-42規程第11-42号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成28.9.29　28-20規程第11-43号）

この規程は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則（平成28.12.1　28-28規程第11-44号）

この規程は、平成２８年１２月１日から施行する。

附　則（平成29.1.1　28-32規程第11-45号）

（施行期日等）

１　この規程は、平成２９年１月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の職員給与規程（以下「第１条改正後職員給与規程」という。）の規定は、平成２８年４月１日から適用する。ただし、第２５条第３項、第２８条第２項、第２９条第２項、第３６条及び附則第６項の改正規定並びに附則第１８項の規定は、平成２８年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条改正後職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第１条改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

４　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、第２条の規定による改正後の職員給与規程（以下「第２条改正後職員給与規程」という。）第１３条第１項ただし書及び第７項第３号から第６号までの規定は適用せず、第２条改正後職員給与規程第１３条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、同条第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき６，５００円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの（以下この条において「一般職員８級相当職員」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人について１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場

合にあっては、そのうち１人については９，０００円）」と、同条第５項中「扶養親族（一般職員９級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職員９級以上相当職員から一般職員９級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第１号中「場合（一般職員９級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職員９級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「二　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

三　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

四　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）」

と、同条第６項中「扶養親族（一般職員９級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職員９級以上相当職員から一般職員９級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員９級以上相当職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇にされた日、一般職員９級以上相当職員以外の職員から一般職員９級以上相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員９級以上相当職員となった日」とあるのは「解雇にされた日」と、同条第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第７号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第５項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第５

項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第２号中「扶養親族（一般職員９級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

５　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、第２条改正後職員給与規程第１３条第１項ただし書及び第７項第３号から第６号までの規定は適用せず、第２条改正後職員給与規程第１３条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、同条第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの（以下この条において「一般職員８級相当職員」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号」とあるのは「、同項第２号」と、同条第５項中「扶養親族（一般職員９級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職員９級以上相当職員から一般職員９級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（一般職員９級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び一般職員９級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第６項中「扶養親族（一般職員９級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職員９級以上相当職員から一般職員９級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員９級以上相当職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇にされた日、一般職員９級以上相当職員以外の職員から一般職員９級以上相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員９級以上相当職員となった日」とあるのは「解雇にされた日」と、同条第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（一般職員９級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

６　平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間は、第２条改正後職員給与規程第１３条第１項ただし書並びに第７項第３号及び第５号の規定は適用せず、第２条改正後職員給与規程第１３条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、同

条第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が８級」とあるのは「が８級以上」と、「一般職員８級相当職員」とあるのは「一般職員８級以上相当職員」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」と、同条第５項中「扶養親族（一般職員９級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職員９級以上相当職員から一般職員９級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（一般職員９級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び一般職員９級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第６項中「扶養親族（一般職員９級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職員９級以上相当職員から一般職員９級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員９級以上相当職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇にされた日、一般職員９級以上相当職員以外の職員から一般職員９級以上相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員９級以上相当職員となった日」とあるのは「解雇にされた日」と、同条第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（一般職員９級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「一般職員８級相当職員が一般職員８級相当職員及び一般職員９級以上相当職員」とあるのは「一般職員８級以上相当職員が一般職員８級以上相当職員」と、同項第６号中「一般職員８級相当職員及び一般職員９級以上相当職員」とあるのは「一般職員８級以上相当職員」と、「が一般職員８級相当職員」とあるのは「が一般職員８級以上相当職員」とする。

（その他）

７　前５項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成30.1.31　29-25規程第11-46号）

（施行期日等）

１　この規程は、平成３０年２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３０年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の職員給与規程（以下「第１条改正後職員給与規程」とい

う。）の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条改正後職員給与規程の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第１条改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成３０年４月１日における号俸の調整）

４　平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員（同日において、職員給与規程第５条第１項第１号から第３号まで及び第８号に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第４号から第７号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成２８年１月１日において同規程第６条第５項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成３０年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

５　職員就業規則第６５条第１項の規定による勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、職員就業規則第６５条第１項の規定による勤務をしている職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同規則第６６条の規定により読み替えられた同規則第４０条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（その他）

６　第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成30.3.29　29-33規程第11-47号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成30.10.1　30-17規程第11-48号）

この規程は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則（平成30.11.30　30-20規程第11-49号）

（施行期日等）

１　この規程は、平成３０年１２月１日から施行する。

２　この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の

規定は、平成３０年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

４　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成31.4.1　30-32規程第11-50号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元.11.1　31-17規程第11-51号）

この規程は、令和元年１１月１日から施行する。

附　則（令和元.12.1　31-17規程第11-52号）

（施行期日等）

１　この規程は、令和元年１２月１日（第３項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第２条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（職員給与規程第２５条第３項、第２８条第２項及び第２９条第２項の改正規定を除く。第４項において同じ。）による改正後の職員給与規程（同項において「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

３　前項の規定は、施行日に在職する職員及び平成３１年４月１日から施行日の前日までの間に職員就業規則第１２条に規定する国等への転籍を命じられて退職をした職員に適用する。

（給与の内払）

４　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、第１項の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

５　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（令和2.3.24　31-27規程第11-53号）

（施行期日等）

１　この規程は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

２　施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第１５条の規定により支給されていた住居手当の月額が１，０００円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和３年３月３１日までの間、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第１５条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が別に定める額。第２号において「旧手当額」という。）から１，０００円を控除した額の住居手当を支給する。

一　改正後の職員給与規程第１５条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二　旧手当額から改正後の職員給与規程第１５条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が１，０００円を超えることとなる職員

（その他）

３　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（令和2.12.1　02-15規程第11-54号）

この規程は、令和２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和3.12.1　03-18規程第11-55号）

この規程は、令和３年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和3.4.1　03-20規程第11-56号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和4.4.1　03-26規程第11-57号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和4.11.21　04-17規程第11-58号）

（施行期日等）

１　この規程は、令和４年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

2　第１条の規定（職員給与規程第２５条第３項、第２８条第２項及び第２９条第２項の改正規定を除く。第４項において同じ。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

3　前項の規定は、施行日に在籍する職員及び令和４年４月１日から施行日の前日までの間に職員就業規則第１２条に規定する国等への転籍を命じられて退職をした職員に適用する。

（給与の内払）

4　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

5　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（令和5.3.27　04-26規程第11-59号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和5.7.3　05-7規程第11-60号）

この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附　則（令和5.9.15　05規程第11-61号）

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則（令和5.11.30　05-16規程第11-62号）

（施行期日等）

1　この規程は、令和５年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

2　第１条の規定（職員給与規程第２５条第２項及び第３項、第２８条第２項並びに第２９条第２項の改正規定を除く。第４項において同じ。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

3　前項の規定は、施行日に在籍する職員及び令和５年４月１日から施行日の前日までの間に職員就業規則第１２条に規定する国等への転籍を命じられて退職をした職員に適用する。

（給与の内払）

4　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

5　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（令和6.3.11　05-23規程第11-63号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和6.12.1　06-17規程第11-64号）

この規程は、令和６年１２月１日から施行する。

附　則（令和6.12.20　06-18規程第11-65号）

（施行期日等）

1　この規程は、令和７年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（職員給与規程第５条第１項及び第６条第４項の改正規定並びに別表第７の２を削る改正規定を除く。第４項において同じ。）は、令和６年４月１日から適用する。

3　前項の規定は、施行日の前日に在籍する職員及び令和６年４月１日から施行日の前日までの間に職員就業規則第１２条に規定する国等への転籍を命じられて退職をした職員に適用する。

（給与の内払）

4　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

5　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（令和7.3.25　06-26規程第11-66号）

（施行期日）

1　この規程は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（号俸の切替え）

2　施行日の前日において職員給与規程別表第１から別表第３までの俸給表の適用を受けていた職員（次項に規定する職員を除く。）であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額の切替え）

3　施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第６条第８項の規定により研究職員俸給表の適用を受ける職員であってその職務の級及び号俸が３級又は４級における最高の号俸の俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその１号俸下位の号俸との差額×$\dfrac{\text{その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその１号俸下位の号俸との差額}}$＋施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

（施行日前の異動者の号俸の調整）

4　施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長が別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

5　施行日から令和８年３月３１日までの間におけるこの規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第１３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１項ただし書	対しては	対しては、支給せず、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるものに対しては
第２項第５号	五　重度心身障害者	五　重度心身障害者 六　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

第３項	１３，０００円	１１，５００円
	とする	、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする

（令和９年３月３１日までの間における地域手当に関する経過措置）

６　施行日から令和９年３月３１日までの間における地域手当の月額は、改正後の職員給与規程第１４条第１項及び第２項の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の支給事務所欄に掲げる支給事務所の区分に応じ、それぞれ同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

	支給事務所	支給割合
施行日から令和８年３月３１日まで	東京都特別区に所在する事務所	１００分の１５
	茨城県つくば市、東京都内（特別区を除く。）及び神奈川県川崎市に所在する事務所	１００分の１２
	埼玉県さいたま市に所在する事務所	１００分の１１
	静岡県静岡市に所在する事務所	１００分の６
	三重県津市に所在する事務所	１００分の５
	北海道札幌市、栃木県那須塩原市、静岡県島田市、広島県福山市及び東広島市並びに福岡県筑後市及び久留米市に所在する事務所	１００分の３
令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで	東京都特別区に所在する事務所	１００分の１５
	茨城県つくば市、東京都内（特別区を除く。）及び神奈川県川崎市に所在する事務所	１００分の１２
	埼玉県さいたま市に所在する事務所	１００分の１０
	静岡県静岡市に所在する事務所	１００分の６
	三重県津市に所在する事務所	１００分の４
	北海道札幌市、栃木県那須塩原市、静岡県島田市、広島県福山市及び東広島市並びに福岡県筑後市及び久留米市に所在する事務所	１００分の３

７　施行日から令和９年３月３１日までの間における職員給与規程第１４条の２の規定の適用については、同条第４項中「前条」とあるのは「前条又は職員給与規程の一部を改正する規程（０６－２６規程第１１－６６号）附則第６項」とする。

（施行日前に異動のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

８　施行日の前日までに改正前の職員給与規程第１４条第３項に規定する異動のあった職

員又は同日までに同条第４項の規定により同条第３項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に関する改正後の職員給与規程第１４条第３項及び第４項中の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第３項	（以下	（前項各号に定める割合又は職員給与規程の一部を改正する規程（０６－２６規程第１１－６６号。以下「令和６年改正規程」という。）附則第６項で定める割合をいう。以下
	（理事長が	（前項各号に定める割合又は令和６年改正規程附則第６項で定める割合をいい、理事長が
	前２項	前２項又は令和６年改正規程附則第６項
	３年	２年
	変更により	変更又は令和６年改正規程附則第６項で定める割合の変更により
第３項第１号	変更	変更又は令和６年改正規程附則第６項で定める割合の変更
第３項第３号	三　当該異動の日から同日以後３年を経過する日までの期間（前２号に掲げる期間を除く。）　異動前の支給割合に１００分の６０を乗じて得た割合	（削る）
第４項	（以下	（第２項各号に定める割合又は令和６年改正規程附則第６項で定める割合をいう。以下
	第１項及び第２項	第１項及び第２項又は令和６年改正規程附則第６項
	３年	２年
	変更により	変更又は令和６年改正規程附則第６項で定める割合の変更により
第４項第３号	三　当該採用の日から同日以後３年を経過する日までの期間（前２号に掲げる期間を除く。）　理事長が別に定める地域又は区域に応じた割合に１００分の６０を乗じて得た割合	（削る）

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

９　この規程による改正後の職員給与規程第１６条第４項及び第１７条第３項の規定は、施行日前に新たに職員となった者にも適用する。

（令和８年３月３１日までの間における配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当に関する経過措置）

１０　施行日から令和８年３月３１日までの間は、この規程による改正後の職員給与規程第３１条の６第１項に規定する配偶者手当を受ける在外職員の第５項の規定により読み替えて適用する第１３条の規定による扶養手当は、配偶者に係る分は支給しない。

（その他）

１１　第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表　号俸の切替表（附則第２項関係）

ア　一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職　務　の　級							
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
１	１	１	１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１	１	１	１
６	２	１	１	１	１	１	１	１
７	３	１	１	１	１	１	１	１
８	４	１	１	１	１	１	１	１
９	５	１	１	１	１	１	１	１
１０	６	２	２	１	１	１	１	２
１１	７	３	３	１	１	１	１	２
１２	８	４	４	１	１	１	１	２
１３	９	５	５	１	１	１	１	２
１４	１０	６	６	２	１	１	１	３
１５	１１	７	７	３	１	１	１	３
１６	１２	８	８	４	１	１	１	３
１７	１３	９	９	５	１	１	１	３
１８	１４	１０	１０	６	２	１	２	３
１９	１５	１１	１１	７	３	１	２	４
２０	１６	１２	１２	８	４	１	２	４
２１	１７	１３	１３	９	５	１	２	４
２２	１８	１４	１４	１０	６	１	２	
２３	１９	１５	１５	１１	７	１	３	
２４	２０	１６	１６	１２	８	２	３	

25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				

65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86						
95	91	87						
96	92	88						
97	93	89						
98	94	90						
99	95	91						
100	96	92						
101	97	93						
102	98							
103	99							

１０４	１００							
１０５	１０１							
１０６	１０２							
１０７	１０３							
１０８	１０４							
１０９	１０５							
１１０	１０６							
１１１	１０７							
１１２	１０８							
１１３	１０９							

イ　技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職　務　の　級			
	１級	３級	４級	５級
１	１	１	１	１
２	１	１	１	１
３	１	１	１	１
４	１	１	１	１
５	１	１	１	１
６	１	２	２	１
７	１	３	３	１
８	１	４	４	１
９	１	５	５	１
１０	１	６	６	２
１１	１	７	７	３
１２	１	８	８	４
１３	１	９	９	５
１４	１	１０	１０	６
１５	１	１１	１１	７
１６	１	１２	１２	８
１７	１	１３	１３	９
１８	２	１４	１４	１０
１９	３	１５	１５	１１
２０	４	１６	１６	１２
２１	５	１７	１７	１３
２２	６	１８	１８	１４
２３	７	１９	１９	１５
２４	８	２０	２０	１６

25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55

64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98	98	
103	87	99	99	

１０４	８８	１００	１００	
１０５	８９	１０１	１０１	
１０６	９０	１０２	１０２	
１０７	９１	１０３	１０３	
１０８	９２	１０４	１０４	
１０９	９３	１０５	１０５	
１１０	９４	１０６		
１１１	９５	１０７		
１１２	９６	１０８		
１１３	９７	１０９		
１１４	９８	１１０		
１１５	９９	１１１		
１１６	１００	１１２		
１１７	１０１	１１３		
１１８	１０２	１１４		
１１９	１０３	１１５		
１２０	１０４	１１６		
１２１	１０５	１１７		
１２２		１１８		
１２３		１１９		
１２４		１２０		
１２５		１２１		
１２６		１２２		
１２７		１２３		
１２８		１２４		
１２９		１２５		
１３０		１２６		
１３１		１２７		
１３２		１２８		
１３３		１２９		

ウ　研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職　務　の　級			
	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1

4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	

44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			

８３	７５			
８４	７６			
８５	７７			
８６	７８			
８７	７９			
８８	８０			
８９	８１			

附　則（令和7.5.9　07-3規程第11-67号）

この規程は、令和７年６月１日から施行する。

附　則（令和7.9.17　07-11規程第11-69号）

この規程は、令和７年１０月１日から施行する。

附　則（令和7.9.25　07規程第11-68号）

この規程は、令和７年１０月１日から施行する。

附　則（令和7.12.15　07-17規程第11-70号）

この規程は、令和８年１月１日から施行する。

附　則（令和7.12.24　07-16規程第11-71号）

（施行期日等）

１　この規程は、令和８年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

３　前項の規定は、施行日の前日に在籍する職員及び令和７年４月１日から施行日の前日までの間に職員就業規則第１２条に規定する国等への転籍を命じられて退職をした職員に適用する。

（給与の内払）

４　改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

５　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（令和8.3.30　07-25規程第11-72号）

（施行期日）

1　この規程は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行日前から駐車場等を利用している職員の届出）

2　施行日前から駐車場等（この規程による改正後の職員給与規程第１６条第５項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、同条第９項の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

（その他）

3　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第１　一般職員俸給表（第５条第１項第１号関係）

職務の級 / 号俸	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級	９　級	10　級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１	195,800	242,000	277,900	315,300	338,700	373,600	428,900	481,100	535,700	578,100
２	196,900	243,300	279,100	316,900	340,500	375,400	430,800	486,400	542,600	585,300
３	198,100	244,700	280,400	318,300	342,400	377,000	432,700	491,300	547,800	592,000
４	199,200	246,100	281,600	319,700	344,100	378,700	434,600	497,200	552,100	596,800
５	200,300	247,500	282,700	321,200	345,800	380,300	436,400	501,200	555,500	600,800
６	202,000	248,900	284,000	322,300	347,600	382,100	438,200	504,600	559,700	603,700
７	203,600	250,300	285,100	323,400	349,300	383,700	440,100	507,500	562,600	606,100
８	205,200	251,700	286,400	324,600	351,000	385,300	442,000	510,000	565,100	608,000
９	206,700	253,100	287,500	325,800	352,600	386,700	443,600	512,000	567,100	
１０	208,400	254,300	288,900	327,500	354,400	388,300	445,100			
１１	210,000	255,600	290,200	329,100	356,100	389,900	446,700			
１２	211,600	256,900	291,500	330,800	357,700	391,500	448,200			
１３	213,100	258,300	292,700	332,200	359,300	393,400	449,700			
１４	214,800	259,600	294,100	333,800	360,900	395,400	451,000			
１５	216,500	261,000	295,600	335,500	362,600	397,300	452,300			
１６	218,200	262,300	297,000	337,100	364,100	399,100	453,600			
１７	219,400	263,500	298,400	338,600	365,500	400,700	454,800			
１８	221,000	264,800	299,700	340,300	367,300	402,500	456,100			
１９	222,600	266,100	300,900	341,900	368,900	404,200	457,400			
２０	224,100	267,500	302,200	343,600	370,600	405,900	458,600			
２１	225,600	268,500	303,200	345,000	371,800	407,600	459,800			
２２	227,200	269,700	304,400	346,800	373,300	409,000	460,600			
２３	228,800	270,900	305,700	348,500	374,800	410,500	461,400			
２４	230,400	272,200	307,000	350,100	376,400	411,900	462,200			
２５	232,000	273,300	308,400	351,400	378,100	413,400	462,800			
２６	233,700	274,400	309,400	353,300	379,900	414,600	463,400			
２７	235,000	275,400	310,400	355,100	381,500	415,800	464,000			
２８	236,300	276,700	311,500	356,700	383,200	416,900	464,600			
２９	237,600	277,500	312,600	358,200	384,700	418,000	465,300			
３０	238,700	278,600	313,800	359,900	386,000	419,200	466,100			
３１	239,800	279,700	315,000	361,500	387,200	420,300	466,800			
３２	240,900	280,600	316,200	363,200	388,600	421,500	467,600			
３３	242,000	281,400	317,300	364,900	389,900	422,200	468,200			
３４	242,900	282,300	318,700	366,700	390,800	422,900	468,900			
３５	243,800	283,300	320,000	368,600	391,800	423,500	469,700			
３６	244,800	284,200	321,300	370,400	392,800	424,200	470,500			
３７	245,800	285,200	322,600	371,900	393,600	424,800	471,100			
３８	246,700	286,100	323,900	373,400	394,500	425,500	471,800			
３９	247,600	286,800	325,200	374,800	395,400	426,200	472,500			
４０	248,400	287,600	326,600	376,200	396,200	426,900	473,100			
４１	249,200	288,300	327,900	377,800	397,100	427,600	473,700			
４２	249,900	289,000	329,100	378,600	397,900	428,200	474,400			
４３	250,500	289,700	330,500	379,500	398,700	428,900	475,200			
４４	251,100	290,400	331,600	380,500	399,400	429,500	476,000			

4 5	251, 800	291, 100	332, 500	381, 400	400, 100	430, 100	476, 600			
4 6	252, 400	291, 800	333, 900	382, 500	400, 800	430, 700				
4 7	253, 000	292, 500	335, 200	383, 500	401, 500	431, 300				
4 8	253, 600	293, 100	336, 500	384, 500	402, 200	431, 900				
4 9	254, 100	293, 800	337, 700	385, 400	402, 700	432, 300				
5 0	254, 700	294, 500	339, 000	386, 100	403, 300	433, 000				
5 1	255, 300	295, 200	340, 200	386, 800	404, 000	433, 500				
5 2	255, 800	295, 900	341, 500	387, 400	404, 700	434, 100				
5 3	256, 200	296, 400	342, 800	387, 900	405, 100	434, 300				
5 4	256, 600	297, 100	343, 800	388, 500	405, 700	434, 900				
5 5	256, 900	297, 700	344, 900	389, 100	406, 300	435, 600				
5 6	257, 200	298, 400	346, 000	389, 800	406, 800	436, 100				
5 7	257, 500	299, 000	346, 800	390, 100	407, 300	436, 600				
5 8	257, 800	299, 700	347, 700	390, 800	407, 900	437, 300				
5 9	258, 100	300, 300	348, 400	391, 500	408, 500	438, 000				
6 0	258, 400	301, 000	349, 200	392, 100	409, 000	438, 600				
6 1	258, 700	301, 600	350, 000	392, 500	409, 400	439, 100				
6 2	259, 000	302, 200	350, 400	393, 000	410, 000	439, 800				
6 3	259, 300	302, 800	351, 000	393, 600	410, 700	440, 500				
6 4	259, 600	303, 300	351, 700	394, 200	411, 300	441, 200				
6 5	259, 900	303, 800	352, 500	394, 600	411, 600	441, 700				
6 6	260, 200	304, 400	353, 200	395, 200	412, 300	442, 000				
6 7	260, 500	305, 000	353, 900	395, 900	412, 900	442, 300				
6 8	260, 800	305, 600	354, 500	396, 500	413, 400	442, 500				
6 9	261, 100	306, 000	355, 000	396, 900	413, 800	442, 700				
7 0	261, 400	306, 500	355, 600	397, 400	414, 500	443, 000				
7 1	261, 700	307, 000	356, 200	398, 000	415, 200	443, 300				
7 2	262, 000	307, 600	356, 800	398, 500	415, 800	443, 500				
7 3	262, 300	308, 100	357, 100	399, 000	416, 300	443, 700				
7 4	262, 600	308, 500	357, 600	399, 600	417, 000					
7 5	262, 900	308, 900	357, 900	400, 100	417, 700					
7 6	263, 200	309, 200	358, 300	400, 500	418, 400					
7 7	263, 500	309, 400	358, 700	401, 100	418, 900					
7 8	263, 800	309, 700	359, 200	401, 700	419, 200					
7 9	264, 100	309, 900	359, 700	402, 300	419, 500					
8 0	264, 400	310, 200	360, 200	402, 900	419, 700					
8 1	264, 700	310, 400	360, 600	403, 600	419, 900					
8 2	265, 000	310, 600	361, 000	404, 200	420, 200					
8 3	265, 300	310, 900	361, 400	404, 800	420, 500					
8 4	265, 600	311, 100	361, 800	405, 400	420, 700					
8 5	265, 900	311, 400	362, 100	406, 100	420, 900					
8 6	266, 200	311, 600	362, 500	406, 600						
8 7	266, 500	311, 900	362, 900	407, 000						
8 8	266, 800	312, 200	363, 300	407, 400						
8 9	267, 100	312, 500	363, 500	407, 700						
9 0	267, 400	312, 800	363, 900	408, 200						
9 1	267, 700	313, 200	364, 300	408, 600						
9 2	268, 000	313, 500	364, 700	409, 000						

９３	268,300	313,700	364,900	409,300						
９４		314,000	365,200							
９５		314,300	365,700							
９６		314,700	366,000							
９７		314,900	366,300							
９８		315,200	366,700							
９９		315,500	367,100							
１００		315,900	367,500							
１０１		316,100	368,000							
１０２		316,400	368,400							
１０３		316,700	368,800							
１０４		317,000	369,200							
１０５		317,200	369,700							
１０６		317,500	370,100							
１０７		317,800	370,500							
１０８		318,100	370,800							
１０９		318,300	371,200							
１１０		318,600								
１１１		319,000								
１１２		319,300								
１１３		319,500								
１１４		319,700								
１１５		320,000								
１１６		320,400								
１１７		320,600								
１１８		320,800								
１１９		321,100								
１２０		321,400								
１２１		321,700								
１２２		321,900								
１２３		322,200								
１２４		322,500								
１２５		322,900								

備考　他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第２　技術専門職員俸給表（第５条第１項第２号関係）

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
１	198,200	240,400	261,000	296,700	324,900
２	199,900	241,200	262,000	297,400	326,200
３	201,600	242,000	262,900	298,100	327,600
４	203,300	242,700	263,900	298,600	328,800
５	205,000	243,400	265,000	299,200	329,700
６	206,700	244,100	265,900	299,800	330,900
７	208,300	245,000	266,900	300,500	332,200
８	209,900	245,800	267,900	301,000	333,400
９	211,500	246,700	268,900	301,500	334,400
１０	213,000	247,400	269,900	302,100	335,500
１１	214,500	248,100	270,800	302,800	336,600
１２	215,900	248,700	271,500	303,200	337,700
１３	217,300	249,600	272,400	303,600	338,700
１４	218,800	250,000	273,200	304,100	339,700
１５	220,300	250,600	273,900	304,500	340,800
１６	221,800	251,100	274,500	304,900	341,900
１７	223,200	251,700	275,200	305,300	343,000
１８	224,600	252,200	275,800	305,700	344,100
１９	226,000	252,700	276,500	306,100	345,200
２０	227,400	253,200	277,500	306,400	346,200
２１	228,800	253,500	278,300	306,800	347,200
２２	229,800	253,900	279,100	307,200	348,300
２３	230,900	254,300	279,800	307,600	349,200
２４	232,000	254,700	280,800	307,900	350,200
２５	233,000	255,400	281,700	308,300	351,200
２６	233,800	256,300	282,500	308,700	352,200
２７	234,700	257,300	283,000	309,000	353,200
２８	235,500	258,200	283,700	309,400	354,300
２９	236,400	259,100	284,500	309,700	355,400
３０	237,200	259,700	285,300	310,300	356,500
３１	238,000	260,300	286,000	310,700	357,700
３２	238,800	261,100	286,600	311,200	358,800
３３	239,600	261,400	287,300	311,700	359,800
３４	240,100	262,000	288,100	312,100	360,900
３５	240,600	262,600	288,800	312,600	361,900
３６	241,100	263,200	289,400	313,200	363,000
３７	241,700	263,600	290,100	313,700	363,900
３８	242,200	264,100	290,800	314,300	365,000
３９	242,700	264,500	291,400	314,900	366,100
４０	243,200	265,000	291,900	315,600	367,100
４１	243,700	265,400	292,400	316,200	368,200
４２	244,000	265,800	292,900	316,700	369,200
４３	244,300	266,300	293,300	317,300	370,200
４４	244,700	266,600	293,700	317,800	371,200

4 5	245, 100	267, 000	294, 300	318, 300	372, 100
4 6	245, 500	267, 400	294, 800	318, 800	373, 000
4 7	245, 900	267, 800	295, 300	319, 500	373, 900
4 8	246, 300	268, 100	295, 600	320, 100	374, 800
4 9	246, 600	268, 600	296, 000	320, 700	375, 600
5 0	246, 900	269, 000	296, 500	321, 400	376, 500
5 1	247, 200	269, 300	296, 900	322, 100	377, 400
5 2	247, 500	269, 600	297, 400	322, 800	378, 200
5 3	247, 700	270, 000	297, 700	323, 400	379, 000
5 4	248, 000	270, 300	298, 200	324, 200	379, 800
5 5	248, 300	270, 700	298, 700	324, 800	380, 700
5 6	248, 600	271, 100	299, 200	325, 400	381, 600
5 7	248, 800	271, 400	299, 600	326, 000	382, 200
5 8	249, 100	271, 700	300, 200	326, 700	382, 800
5 9	249, 400	272, 000	300, 800	327, 400	383, 400
6 0	249, 600	272, 400	301, 400	328, 000	384, 000
6 1	249, 800	272, 700	302, 000	328, 500	384, 400
6 2	250, 100	273, 000	302, 500	329, 100	
6 3	250, 400	273, 300	303, 100	329, 700	
6 4	250, 600	273, 600	303, 700	330, 300	
6 5	250, 800	273, 900	304, 200	330, 900	
6 6	251, 100	274, 200	304, 700	331, 300	
6 7	251, 400	274, 500	305, 200	331, 700	
6 8	251, 600	274, 700	305, 700	332, 200	
6 9	251, 800	274, 900	306, 100	332, 500	
7 0	252, 100	275, 200	306, 600	333, 000	
7 1	252, 400	275, 500	307, 000	333, 500	
7 2	252, 600	275, 700	307, 400	334, 000	
7 3	252, 800	276, 000	307, 800	334, 200	
7 4	253, 100	276, 300	308, 100	334, 600	
7 5	253, 400	276, 600	308, 500	334, 900	
7 6	253, 600	276, 800	308, 900	335, 300	
7 7	253, 800	277, 000	309, 300	335, 700	
7 8	254, 100	277, 300	309, 800	336, 100	
7 9	254, 400	277, 600	310, 200	336, 500	
8 0	254, 600	277, 800	310, 600	336, 800	
8 1	254, 800	278, 000	310, 900	337, 100	
8 2	255, 100	278, 300	311, 400	337, 400	
8 3	255, 300	278, 600	311, 800	337, 800	
8 4	255, 600	278, 800	312, 300	338, 100	
8 5	255, 800	279, 000	312, 600	338, 400	
8 6	256, 000	279, 300	313, 100	338, 700	
8 7	256, 300	279, 600	313, 600	339, 000	
8 8	256, 600	279, 900	314, 000	339, 400	
8 9	256, 800	280, 100	314, 400	339, 600	
9 0	257, 100	280, 300	314, 900	339, 900	
9 1	257, 400	280, 600	315, 400	340, 200	
9 2	257, 600	280, 800	315, 900	340, 600	

９３	257,800	281,100	316,200	340,900	
９４	258,100	281,400	316,600	341,200	
９５	258,400	281,800	317,000	341,500	
９６	258,600	282,100	317,500	341,800	
９７	258,800	282,300	317,900	342,100	
９８	259,100	282,600	318,300	342,400	
９９	259,400	282,800	318,700	342,700	
１００	259,600	283,100	319,100	342,900	
１０１	259,800	283,300	319,400	343,100	
１０２	260,100	283,500	319,800	343,400	
１０３	260,400	283,800	320,100	343,700	
１０４	260,600	284,100	320,500	343,900	
１０５	260,800	284,300	320,800	344,100	
１０６		284,500	321,200		
１０７		284,800	321,600		
１０８		285,000	321,900		
１０９		285,300	322,100		
１１０		285,600	322,500		
１１１		285,900	322,900		
１１２		286,100	323,200		
１１３		286,300	323,500		
１１４		286,600	323,900		
１１５		286,800	324,200		
１１６		287,000	324,500		
１１７		287,300	324,700		
１１８		287,600	325,100		
１１９		287,900	325,400		
１２０		288,100	325,700		
１２１		288,300	325,900		
１２２		288,500	326,300		
１２３		288,800	326,600		
１２４		289,100	326,900		
１２５		289,300	327,100		
１２６		289,500	327,500		
１２７		289,800	327,900		
１２８		290,100	328,300		
１２９		290,300	328,500		
１３０		290,500			
１３１		290,800			
１３２		291,100			
１３３		291,300			
１３４		291,500			
１３５		291,800			
１３６		292,100			
１３７		292,300			

備考　農場作業員、動物飼育員、自動車運転手、ボイラー技師、電話交換手等その他これに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第３　研究職員俸給表（第５条第１項第３号関係）

職務の級 号俸	１　級 俸給月額	２　級 俸給月額	３　級 俸給月額	４　級 俸給月額	５　級 俸給月額	６　級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
１	196,200	246,800	344,800	395,700	469,000	580,000
２	197,300	251,100	346,800	397,100	479,400	587,100
３	198,500	253,900	348,900	398,600	489,400	593,000
４	199,600	256,600	350,800	400,000	499,600	597,300
５	200,700	259,200	352,800	401,600	509,700	601,200
６	202,900	260,900	354,900	403,000	519,700	604,200
７	205,000	262,400	356,800	404,400	528,600	606,300
８	207,100	263,900	358,700	405,800	536,800	608,300
９	209,200	265,400	360,400	407,200	544,800	
１０	211,200	267,400	362,100	408,800	552,000	
１１	213,200	269,300	363,600	410,200	558,200	
１２	215,200	271,200	365,300	411,600	562,700	
１３	217,200	273,200	367,000	412,900	565,700	
１４	219,100	275,400	368,000	414,500	567,700	
１５	221,000	277,600	369,000	416,100		
１６	222,800	279,800	369,900	417,600		
１７	224,500	281,900	371,100	419,200		
１８	226,300	284,200	372,300	420,800		
１９	228,100	286,500	373,600	422,400		
２０	229,900	288,900	374,800	424,100		
２１	231,700	291,400	376,000	425,400		
２２	233,500	293,600	377,100	426,800		
２３	235,200	296,000	378,200	428,200		
２４	236,900	298,100	379,200	429,500		
２５	238,600	300,200	380,300	430,800		
２６	240,700	302,400	381,400	432,200		
２７	242,600	304,600	382,300	433,700		
２８	244,500	306,800	383,300	435,200		
２９	246,400	308,800	384,300	436,400		
３０	247,500	310,500	385,100	437,800		
３１	248,600	312,300	385,900	439,400		
３２	249,700	314,100	386,700	440,900		
３３	251,100	315,600	387,400	442,200		
３４	252,400	317,500	388,200	443,700		
３５	253,800	319,200	389,000	445,100		
３６	255,200	321,000	389,900	446,600		
３７	256,600	322,500	390,600	448,000		
３８	258,100	323,800	391,300	449,400		
３９	259,600	325,100	392,100	450,800		
４０	261,200	326,200	393,000	452,200		
４１	262,600	327,100	393,800	453,300		
４２	263,900	327,700	395,000	454,600		
４３	265,300	328,400	396,200	456,000		
４４	266,700	329,000	397,400	457,300		

4 5	268, 400	329, 600	398, 100	458, 100		
4 6	269, 800	330, 100	399, 100	458, 900		
4 7	271, 200	330, 600	400, 000	459, 800		
4 8	272, 500	331, 100	400, 700	460, 700		
4 9	273, 800	331, 500	401, 500	461, 500		
5 0	275, 100	331, 900	402, 200	462, 400		
5 1	276, 400	332, 300	402, 800	463, 200		
5 2	277, 800	332, 800	403, 400	464, 100		
5 3	279, 000	333, 200	404, 000	464, 700		
5 4	280, 300	333, 600	404, 700	465, 500		
5 5	281, 500	334, 000	405, 500	466, 400		
5 6	282, 800	334, 400	406, 300	467, 300		
5 7	283, 900	334, 800	407, 000	468, 000		
5 8	284, 800	335, 100	407, 800			
5 9	285, 500	335, 500	408, 500			
6 0	286, 500	335, 800	409, 200			
6 1	287, 100	336, 300	409, 800			
6 2	288, 000	336, 800	410, 500			
6 3	288, 900	337, 400	411, 100			
6 4	289, 600	337, 900	411, 800			
6 5	290, 300	338, 400	412, 500			
6 6	290, 900	339, 000	413, 100			
6 7	291, 700	339, 500	413, 800			
6 8	292, 600	340, 100	414, 500			
6 9	293, 500	340, 600	415, 200			
7 0	294, 200	341, 200	415, 700			
7 1	294, 800	341, 700	416, 300			
7 2	295, 500	342, 300	416, 900			
7 3	296, 100	342, 800	417, 400			
7 4	296, 700	343, 600	418, 100			
7 5	297, 300	344, 300	418, 700			
7 6	298, 100	345, 000	419, 200			
7 7	298, 700	345, 600	419, 700			
7 8	299, 400	346, 200	420, 300			
7 9	300, 100	346, 900	421, 000			
8 0	300, 700	347, 700	421, 700			
8 1	301, 300	348, 400	422, 100			
8 2	301, 900	349, 100				
8 3	302, 600	349, 700				
8 4	303, 300	350, 300				
8 5	303, 800	350, 900				
8 6	304, 400	351, 400				
8 7	305, 100	351, 800				
8 8	305, 800	352, 200				
8 9	306, 300	352, 500				
9 0	306, 900	353, 000				
9 1	307, 600	353, 300				
9 2	308, 200	353, 700				

９３	308,900	354,000				
９４	309,500	354,300				
９５	310,100	354,700				
９６	310,700	355,100				
９７	311,000	355,700				
９８	311,500	356,200				
９９	312,200	356,700				
１００	312,700	357,200				
１０１	313,100	357,700				
１０２	313,500	358,200				
１０３	313,800	358,600				
１０４	314,200	359,100				
１０５	314,700	359,500				
１０６	315,100	359,900				
１０７	315,500	360,400				
１０８	315,800	360,900				
１０９	316,000	361,400				
１１０	316,400	361,800				
１１１	316,700	362,200				
１１２	316,900	362,600				
１１３	317,200	363,100				
１１４	317,500	363,500				
１１５	317,800	363,900				
１１６	318,100	364,300				
１１７	318,300	364,800				
１１８	318,600	365,200				
１１９	318,900	365,700				
１２０	319,200	366,100				
１２１	319,500	366,500				

備考　専門的科学知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員（職員就業規則第５条第１項第１号及び第２号の規定により採用された者を除く。）に適用する。

別表第４　任期付研究員（一）俸給表（第５条第１項第４号関係）

号　俸	俸　給　月　額
	円
１	４３６，０００
２	５００，０００
３	５６６，０００
４	６５４，０００
５	７６０，０００
６	８６７，０００
７	９７４，０００
８	１，０８１，０００
９	１，１８８，０００
１０	１，２４８，０００

備考　職員就業規則第５条第１項第１号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第５　任期付研究員（二）俸給表（第５条第１項第５号関係）

号　俸	俸　給　月　額
	円
１	３６４，０００
２	４０２，０００
３	４３２，０００
４	４９２，０００
５	５５３，０００

備考　職員就業規則第５条第１項第２号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第６　特定任期付職員俸給表（第５条第１項第６号関係）

号　俸	俸　給　月　額
	円
１	４１２，０００
２	４６３，０００
３	５１７，０００
４	５８５，０００
５	６６７，０００
６	７７９，０００
７	９１０，０００

備考　職員就業規則第５条第１項第３号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第７　指定職員俸給表（第５条第１項第７号関係）

号　俸	俸　給　月　額
	円
1	５５１，４００
2	６１０，４００
3	６７３，４００
4	７５１，０００
5	８１０，０００
6	８６９，０００
7	９５１，０００

備考　所長その他これに相当する職を占める職員のうち理事長が別に定める者に適用する。

別表第８（第３０条第１項、第２項及び第６項関係）

地域の区分	地　域
１ 級 地	北海道帯広市　北海道河西郡
２ 級 地	北海道札幌市　北海道北広島市　北海道虻田郡　北海道勇払郡
４ 級 地	青森県　岩手県盛岡市　秋田県大仙市　群馬県吾妻郡 長野県茅野市　長野県北佐久郡